

# 平成24年6月 川棚町議会定例会会議録 (第1日目)

平成24年6月19日火曜日（午前10時開会）

## 出席議員（16人）

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
7番	田崎一幸
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和恵
15番	山口隆
16番	初手安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	道 上 敬 二
書 記	小 林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	山 口 誠 実
企 画 財 政 課 長	山 口 栄 治
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	中 辻 徹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	住 吉 克 己
産 業 振 興 課 長	吉 永 文 典
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダ ム 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	岬 常 春
行 政 係 長	大 川 豊 文

## 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 一般質問

**議**            **長**   ご起立願います。おはようございます。

**議**            **長**   ただ今から、平成24年6月川棚町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

**議**            **長**   日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、森田宏議員及び久保田和恵議員を指名します。

**議**            **長**   次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布しております会期日程案のとおり、本日から6月26日までの8日間にしたいと思いますが、異議ありませんか。

「な　　し」の声あり

**議**            **長**   異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から6月26日までの8日間と決定しました。なお、会期日程及び議事日程につきましては、お手元に配布のとおりです。

**議**            **長**   次に、日程第3、諸般の報告を行います。

去る4月9日に東彼杵郡町村議会議長会総会が川棚町で開催をされました。主に平成23年度事業経過報告並びに決算報告、平成24年度の事業計画及び予算と県町村議会議長会主催の研修会への参加、郡内全議員による研修会等を実施することを確認致しております。

次に6月1日に長崎新幹線建設期成会、長崎県鉄道利用促進協議会、長崎県空港活性化推進協議会、長崎上海航路促進協議会の合同総会が長崎で開催されました。それぞれの会において、議事に関する事項の承認決定後、長崎新幹線建設期成会では武雄温泉から長崎間について、早期認可着工することなど、4項目の要望決議を行っております。

その他、諸報告につきましては、お手元に配布した議長諸報告が、3月定例会以降、主に私が出席した会議であります。

その他、お手元に配布しておりますとおり、監査委員から2月分、3月分、4月分の例月出納検査の結果に関する報告書が提出をされておりますので、ご一読を願います。

また、本会議までに受理した九州における震災がれき処理についての陳情については、配布にとどめますのでご了承をお願い致します。

以上で、私からの報告を終わります。

**議 長** 次に、日程第5、一般質問を行います。

本定例会での一般質問通告者は6人であります。これから通告順に質問を許可します。堀田一徳議員。

**4 番 堀 田** おはようございます。議席番号4番、堀田一徳です。通告文に従い質問を致します。

最初に、ふるさと産業まつりについて伺います。平成24年度は3年に1度のふるさと産業まつりの開催の年になり、過去には農林まつりとして農産物の品評会を中心に行われ、農林業の振興に役立ってきた。その後、ふるさと産業まつりと名称を替え、町内の農林漁業、工業、商業の参加で開催されてきたが、3年に1度の開催ということもあり、ふるさと産業まつりの知名度、期待度が薄れ、町内外から来場者が減少傾向になってきている。こういった現状のふるさと産業まつりについて、次の点を尋ねる。

一つ、ふるさと産業まつりの目的について尋ねる。

二つ、本町の特産品を使い、本町をアピールするふるさと産業まつりにできないか尋ねる。

三、町民に周知させる方法を尋ねる。

四、農林漁業、商業、工業が一堂に集まる機会に、ふるさと産業まつりを盛り上げるため、お互いがPRし連携するように積極的な呼びかけができないか尋ねる。

五、ふるさと産業まつりの終了後、反省会等を開催し次回に活かしているのか尋ねる。

次に、がんばらんば国体について伺います。

平成25年9月14日から18日、国体リハーサル大会、平成26年10月12日から22日まで、がんばらんば国体が開催されます。本町では、少年男

子、少年女子のホッケー競技が、平成26年10月17日から21日まで、大崎公園交流広場で開催をされます。大会期間中は、全国から選手、監督や応援される方などが大崎公園交流広場のホッケー会場を訪れ、優勝を目指して選手達が熱戦を繰り広げます。町民の皆さんに競技会場で熱い声援を送ってもらうことが出場する選手達にとって何よりの励みになります。多くの町民の皆さんが、何らかのかたちで国体に参加してもらうことで、誰もが主役となって感動を分かち合い、本町に他県から来るホッケーチームを応援し、大会を盛り上げるためにどのようなことを考えているのか尋ねる。

次に、定住促進事業について伺います。町内や近隣市町のアパートに生活する若い夫婦などに子育て支援施策や、助成金制度、就学環境、通勤環境など、本町の魅力を知らせ、住宅新築の場所に選んでもらえるような情報提供を行い、新たな住まいの取得者を支援することにより、人口増につなげられないか次の点について尋ねる。

一つ、居住する目的で、町内で新築住宅、中古住宅の取得をする方に奨励金の支給ができないか尋ねる。

二、町内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯に家賃の一部を補助できないか尋ねる。

三、町外から町内の民間賃貸住宅へ転居する世帯に家賃の一部を補助できないか尋ねます。

**町長** 皆様おはようございます。一般質問にお答えする前に、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成24年川棚町議会6月定例会を召集致しましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご健勝にてご出席をいただき、そして定刻開会をいただきまして、まことにありがとうございます。本定例会で提出の議案につきましては、専決処分に関する報告4件、繰越明許費繰越計算書の報告2件、一般会計補正予算1件と条例改正5件、そして財産の取得案件1件でございます。

提案理由につきましては、その都度説明をさせていただきますので、よろしくご審議をいただきまして、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、堀田議員の質問にお答えをさせていただきます。堀田議員からは三点についてご質問をいただきましたので、順次ご答弁をさせていただきます。

まず、ふるさと産業まつりについてでございますが、その目的についてお尋

ねでございます。川棚町ふるさと産業まつりにつきましては、平成21年度に開催をされておりました、その時には開催要領が定められております。その要領によりますと、ふるさと産業まつりは、本町における農林水産業、商工業の生産及び流通の現状について、広く町民の認識を深めるとともに、これらの産業従事者の知識と技術の向上を図りつつ、町民のふれあいの場として位置づけ、今後の産業振興に寄与すると、このように定められておるところでございます。

次に、特産品を使用し、本町をアピールするふるさと産業まつりにできないか尋ねるということでございますが、ご質問のアピールの対象が町外向けなのか、町内向けなのかによっては若干答弁が変わる訳でございますが、まつりの目的でも申し上げましたように、このまつりは基本的には町内で生産される農林水産物や工業製品等を町民に広く認識、そして利用してもらうということが目的であり、町外向け、観光イベント、または町外の交流人口の拡大を目的としたイベントではないため、特にそれに特化したイベントは現状では考えておりません。しかしながら、開催時期に調達できる特産品を使ったイベントは従来からも行っておりますので、内容については今後、実行委員会を立ち上げて取り組むことに致しておりますので、その会議の中で協議をしていきたいと、このように考えております。また、このまつりを町内向けでなく、広く町外の皆様の来場も期待するようなイベントとして主旨とすることの是非についても、実行委員会の中で今後検討していきたいと考えております。

③の町民に周知する方法についてでございますが、これまでは毎回広報誌の掲載や自治会を通じた開催ビラの世帯配布により周知をしており、今回も同様の手段で周知を行うことに致しております。

④の農林業、商業、工業が一堂に集まる機会に呼びかけできないかというような趣旨のご質問でございますが、このイベントは先程も申し上げましたように、各関係団体で組織する実行委員会を立ち上げ実施をすることになりますが、各団体の代表者も参加を致しますので、その際にお互いの積極的な連携についても協議をしてまいりたいと、このように考えております。

⑤のふるさと産業まつりの終了後、反省会を開き次回に活かしているのか尋ねるということでございますが、イベント終了後には、当然反省会を開催をして、その反省点を次回に活かすこと、このようなことは実施を致しております。これまでも終了後には、実行委員会での準備段階や、当日に生じた運営上の不

具合や、参加者からの意見についてとりまとめを行います。3年に1度の開催ということもございますので、その反省がうまく機能していないことも考えられます。そのため、事務レベルでの最初の会議で前回の反省点内容を十分検討して今後のイベントに活かしていきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、がんばらんば国体についてのご質問にお答え致します。昨年の山口国体ホッケー競技少年の部が、岩国市で開催をされましたので、私も会場へ出向きましたが、多くの皆さんが会場に詰めかけ、大いに盛り上がっておったところでございます。また先月、ロンドンオリンピックホッケーの最終予選が行われました岐阜県各務原市では、昨年、リハーサル大会が行われ、ホッケーどころということで多くの方が来場され、大変盛り上がったようでございます。やはり、国体が成功するかしないかは地元の盛り上がりが大きく左右されると、このように思っております。ただ、チーム名しか知らないチームを応援することとは、大変難しいという、開催された県でも苦慮されておったようでございます。本町では、今年4月に国体推進室を設置を致しまして、4月24日に川棚町実行委員会の設立紹介を開催致しまして、会則を定め55人の実行委員を選任、役員を選任、専門委員を選任、顧問、参与、それぞれ選任を致しまして、国体開催に向けた基本方針、事業計画、予算等を決定をしていただいているところであります。

24年度の事業計画では、専門委員会を開催して、各専門委員会での準備業務の推進をお願いすることに致しておりますので、具体的な事項につきましては専門委員会で協議して進めることに予定をされているようでございます。これまでにJR川棚駅前広場に大看板を設置をした他、PR用缶バッジを作成、今後は横断幕の設置、ホームページの作成、がんば君の着ぐるみを使ったPR活動などを展開し、気運の醸成に努めてまいりたいと、このように考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、三番目の定住促進事業についてお答え致します。

新築住宅及び中古住宅を取得した場合に奨励金の支給ができないかのご質問ですが、これと同様のご質問を12月定例会でいただきましたが、その折、お答えをした内容と基本的に考え方は変わっておりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。



本町における定住促進対策につきましては、これまで住環境の整備を中心に施策を展開し、上下水道事業の整備充実、町営住宅の整備、光ファイバー網の整備など、ハード面の整備充実に加えまして、保育料の第二子無料化や福祉医療費の現物給付化に加え、乳幼児のおむつ処理用ごみ袋の無料配布事業に取り組みなど、ソフト面においてもその充実を努めてきたところでございます。このように総合的な住環境の整備に取り組んできておりまして、その方向性は今後も継続していくことに致しております。また、地域自治体からの要望に対しましても積極的に応え、生活環境の整備をしていきたいと、このように考えております。しかし、ご提言の住宅取得に対する奨励金の交付制度創設につきましては、本事業が定住促進となり得る適切な事業であるかどうかにつきましては、いささか疑問を持っておりまして、対費用効果が未知数との側面もあることから、現在は創設の考えは持っておりませんので、ご理解をお願い致します。

続きまして、二つ目の町内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯に対するものと、三つ目の町外から町内の民間賃貸住宅へ転居する世帯に対する家賃の一部補助をできないかということでございますが、本町の住宅供給施策につきましては、安定的な供給という狙いから、町営住宅の整備充実を努めてきておりまして、その方向性との整合性をいかにして保つか検討すべき課題であると、このように認識を致しております。また、お尋ねの助成制度が、本来の行政サービスではなく、より政策的、補足的なサービスであること、公共性、福祉性や教育性におきまして、他の補助金や交付金と比較致しますと、それほど高いものではなく、行政施策を展開するうえで必要不可欠なものとは言い難いのであります。加えて、公共的なサービスとしては考えられないことから、制度導入については住民の方々に広く受け入れられる公平性のあるものか、疑問を持っております。

民間賃貸住宅は、約1,000室ほどあるものと推計致しております。町外からの転入者の大半は転勤による方々が多く含まれるものと推察も致しております。当補助制度を採用すると致しましても、費用対効果、公益性、公平性などの観点から検討すべき課題も多く、現在では導入する考えには至っていないのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**4 番 堀 田** ふるさと産業まつりについて、私も長年、そういった実行委員会

に関わっておりまして、平成21年度の時も関わっておりましたが、やはり天候次第で、このイベントと言いますのは、なかなか来場者の方が少なくなったり多くなったりするわけですね。それである、やはり一つは知名度がちょっと町内の方にも、3年という期間がありますので、これをなぜ3年に1遍なのかですね、伺いたいと思います。

**町長** お答え致します。3年に一度開催をするのが適当だろうと、これまで判断されてきたのではないかと、このように思います。以上でございます。

**4 番 堀 田** 前はですね、そういう話で3年に1回ということで考えられたんでしょうけど、やはり周知する方法とすればですね、やはり毎年、あるいは隔年、一年おきぐらいに計画しても良いんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

**町長** お答え致します。隔年開催してはどうかというようなご質問でございますが、これにつきましては先程もご答弁致しましたように実行委員会を立ち上げて取り組むことに致しております。町内の各種団体の方々に参画をしていただいて、あるいは各種企業等にも参画をしていただきまして取り組んでいくわけでございますが、それぞれの企業、あるいは団体等の都合もあるようでございますので、現在までは3年に一度が適当であろうということで開催をされてきたのではないかと思います。今回、そういったご意見もいただきましたので、実行委員会でその件についても協議をさせていただきたいと、このように思います。以上でございます。

**4 番 堀 田** ありがとうございます。それとですね、二番目に入りますけど本町の特産品を使って川棚町をアピールする。いろいろなものをできないかということですけど、確かに川棚町のホームページを見ますと特産品枠なるものがありまして、小串トマト、長崎和牛、ハウスみかん、いちご、それからグリーンアスパラ、玉ねぎ、しゃこ、なまことというふうに記載をされております。本来なら、川棚町の特産品をアピールするのであれば、旬の時期にアピールする方が良いんじゃないかと思えますけど、開催時期のことは考えておりませんか。今、現実には12月の上旬に行っておられます。本当の川棚の特産品をアピールするのであれば、やはり旬の時期にした方がいいと思えますけど、町長はどう思われますか。

**町長** お答え致します。議員がおっしゃるように、当然、旬のものをア

ピールする方が当然だと思います。ただ開催時期が限られておりまして、例えば冬場に開催致しますと特産品のしゃこは生産されておりません。また、夏場に開催すれば、なまこ等につきましては禁漁期でございますので、そういったもののアピールができません。非常にこれは難しい問題だと思います。だから開催時期を定めて、その開催時期にこういったものがアピールできるかということで、最大限の努力をすること以外には方法はないかと思っております。以上でございます。

**4 番 堀 田** ほとんどが実行委員会あたりで協議をされることだろうと思うんですけど、今まで見てきておりまして、やはり町民の方に周知する方法が、広報誌とか、自治会のチラシあたりで周知をされるということでしたけど、やはり私達が会場においてみて、そういったところに「今日、何のあいよっと」というふうなことが聞かれるわけですね。そうすると、なかなか周知されていないんじゃないかと思うわけですね。そうすると関係者はそういったところに行きますので、やはり良く分かっているわけです。しかしその町民の方は、なかなか関係じゃない人は、やはりはっきりした周知がされないと分からないわけですね。それでその、本来から言うと、大体体育館、勤労者の体育館の方で開催をされるわけですけど、やはりその近くにのぼりとか、そういったあつてますよというふうな大きなのぼりでもあったらいいかと思っておりますけど、そういったことあたりも実行委員会で話されるだろうと思っておりますけど、なかなか周知されることが無いわけですね。本来ならば、バルーンでも上げてあつてますよというふうなことをアピールした方が良く思うんですけど、なかなか予算的にも難しいと思うわけでございます。それでその、やはり出品者も農業者が多い訳ですので、やはり野菜の出品がなかなか少ないわけですね。今現状で家庭菜園が結構ブームになっております。そういった中で家庭菜園の栽培者にですね、そういった出品数を、野菜ですね、そういったものを出品されるような呼びかけはされるんでしょうか。

**町 長** お答えします。今、議員からは周知の方法についてご質問でございますが、例えば今発言がありました会場周辺には、のぼりを立てるということは、これまでもされてきたのではないかというふうに思います。なお、周知の方法については事務的なことでございますので、所管する担当課長の方から答弁をさせますので、よろしく申し上げます。

**産業振興課長** お答え致します。周知についてはですね、先程町長が言いましたように、チラシ、全戸配布ということで考えておりますので、それで十分、町内には周知できるのではないかと考えております。先程質問がありましたのぼり、バルーンについてはですね、のぼりについては産業まつりという感じののぼり、名称が付いているのぼりはありませんが、それに関連するようなのぼりがありますので、そういったものとか、バルーンについては、予算が限られておりますので、実行委員会で検討して実施できるかを決めていきたいと思えます。以上です。

**4 番 堀 田** やはりふるさと産業まつりも実行委員会の関係者だけじゃなくてですね、町民皆さんが参加されるようなまつりにして欲しいだと思えますよ。そうするとやはりそういった家庭菜園の栽培者あたりにも呼びかけて出品を促すとかですね、企業とか商工とは同じ協議会の中に入っておりますので、そういった呼びかけができると思えます。そういった中でですね、川棚町の町民皆さんで何か特産品を作ろうじゃないかという意識を皆さんが持っていただければ何かできると思えますよ。しかし現実には今、東彼三町を見ても、彼杵の方はお茶という一つのブランドがあります。波佐見町は陶器というブランドがあります。じゃ川棚町は、と問われたときに思いつかないわけですね。その形のあるもの、あるいはすぐ無くなる物を含めて、やはりそういったものを創作して、アイデアとかそういったことをですね、町民の皆さんからの要望あたりがあるわけですね、そうするとやっぱり何か一つそういった祭りでも、祭りの中で何か川棚町の祭りに行くと何か良い物があるとか、あるいはそういったものができるとか、そういったものがされるわけですね。町民の皆さんにそういったアイデアあたりを募集をされて、その考えていってもいいんじゃないかと思えますけど、そのへんはどうでしょうか。

**町 長** お答え致します。先程の家庭菜園の栽培者に対する呼びかけにつきましては、これは担当課長の方から答弁をさせます。

今、質問がありました特産品の件でございますが、波佐見は確かに陶器、彼杵は確かにお茶ということで特産品があるようでございます。ただ、議員がおっしゃったように川棚町では特産品が思いつかないというような発言がありましたけれども、これは一生懸命生産されている農業者あるいは各企業におきましては、大変失礼な言い方ではないかと思えます。川棚町も農産品におきまし

ては、トマト、アスパラ、ハウスみかん、長崎和牛、そういったものがあると思いますし、また海産物におきましては、しゃこ、なまこ、そういったものが特産品だというふうに私は思っております。また、製造業におかれましては、長崎日本ハムのハム、あるいはセラミックスの製品、そういったものを挙げればたくさんあるような気が致しまして、議員の今のご質問については、いささか疑問を感じます。以上でございます。

**産業振興課長** 野菜等の出品についてはですね、出品の方法として、各実行組合長、農業者が組織するものですが、そこで出品をお願いしますということでやっております。家庭菜園についてはですね、そのとりまとめがなかなかできないということがありますので、今までやってきていなかったわけですが、今後はその方法等を検討して参加できるようなかたちでできないか検討したいと思います。以上です。

**4 番 堀 田** 特産品のあれは、先程申しましたように、特産品は先程言いましたように、小串トマト、長崎和牛とか、長崎浪漫工房とか、そういったものはあります。それはあくまでも、確かに特産品でございます。何かアピールする、こういったものをもっとアピールしていかなくちゃいけないんだろうと思うんですけど、それは各自、その生産者団体が一生懸命やってされているわけですね、それは私も十分承知を致しております。そういった中で、そういったことを軽視しているわけではありませんので、ご承知おきいただきたいと思えます。

そしてですね、その反省会等あたりは、そういった祭りが終わってから反省会等をしてあるんだろうと思いますけど、やはりあの今年度予算が120万円でございます。本来なら、120万円がどういった設定で120万円になったのか、そのへんは分かりませんが、過去にもずっと120万円ぐらいできているようでございます。そういった中で、予算をある程度強化することで、もう少し祭りを活性化するようなことはできないか尋ねます。

**町 長** 予算の120万円につきましては、3月定例会の折に新年度予算として提案をし、ご決定をいただいた内容でございますので、特段現状では考えておりません。以上でございます。

**4 番 堀 田** それとですね、産業まつりは12月にあります。先程、協議会の中でそういった話を開催する方向であるような話をしたんですけど、総合文化

祭がありますよね11月に、やはりそういったものと合同であるようなことは考えておりませんか。

**町長** 考えておりません。以上でございます。

**4 番 堀 田** こういったふるさと産業まつりはですね、本町の産業の振興に重要なまつりでございます。そういった中で、川棚町はイベントとして、春にはくじゃくまつり、夏祭り、それからわいわい祭りと、三つの大きな祭りがございます。その中の一つとしてですね、ふるさと産業まつりを位置づけていただければ本当にありがたいと思っておりますので、ご検討をよろしくお願い致します。また、そういった中で本町の産業の振興に重要な祭でございますので、実行委員会等で様々な工夫がなされ、あるいは努力を重ねてきておりますので、そういったことで実行委員会の方で、よろしくご検討をしていただきたいと思います。

次に、がんばらんば国体の件について伺っていきます。これはあの、2年後の平成26年度に開会がありますけど、プレ大会が来年あるわけですね。そうするとやっぱり大会開催要綱あたりを決めてあるんだろーと思っておりますけど、まだ先のことで務まらないと思うんですね。やはり実行委員会あたりを、一回設立総会を開催されておりますけど、その中できれいにおもてなしの心と言いますかね、お迎えをしなくちゃいけないと思うわけですね。そうすると、県の要綱とか、そういった中を見てもみますと、花でいっぱい町内を飾ろうという話も出てきているわけですね。そうするとやはり魅力あるまちづくりをすすめていくうえでもそういうことは必要だろーと思うんです。そうすると川棚町に来ていただいた方が、例えば少年男子女子でございますけど、2、3年後には川棚町で、こういうきれいなところだったということで、また来るという可能性もあるわけですね。そういった意味で、花いっぱい運動とか、そういったボランティア活動とか、そういったものをしていくべきだと思っております。そうすると花あたりもすぐってはできませんので、やはり予定を組んで種をまかなくちゃいけませんので、そういったことはまだ、たぶんこれも協議会の中で話をされるんだろーと思うんですけど、先のことですけど一応、そういったことについて伺いたいと思っております。

**町長** お答え致します。今、議員がおっしゃるように、全国からたくさん選手、お客さんが見えになりますので、おもてなしの心でお迎えすると

いうことは、これは当然でございます。今、具体的に花いっぱい運動とかというご提言もありましたけれども、この国体につきましては、副町長が推進室長を兼ねておりますので、副町長の方から答弁をさせますので、よろしくお願い致します。

**副町長** ただいま、堀田議員のご質問の中に、花いっぱい運動というふうなことがございました。先程、町長が答弁致しましたとおり、来年はプレの実業団体会を予定しております。それからその後が国体になるわけですがけれども、まだ中央との、協会との協議が、去る6月9日、10日に中央からみえて協議をした段階でございまして、協議についても具体的なものは、まだ決まっていない、今、打ち合わせの段階でございます。そのようなことで今後、専門部会を開きながらですね進めてまいりたいというふうに考えおります。ただ、花いっぱい運動等につきましても、これは現在、県の方が中心に花の植栽関係につきましましては手配をする段取りになっております。それでも不足が生じる場合は、町でも対応していくというふうなかたちになろうかと思いますが、そういう具体的なことにつきましては、今後、県とも協議をしながら、県にも実行委員がございまして県の実行委員会の指導の元ですね、町の実行委員会で協議をしていくということになっておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

**4 番 堀 田** 確かに大会要綱、それから県の方針に従っていくんだろと思いますが、ここにですね長与町の大会開催基本計画というのがあるんですね、これはもう3月2日に第1回の常任委員会役員会を開催されて、きれいに目的から内容から広報、歓迎、接待、それから宿泊、医療の方までこと詳しく書いてあるわけですね。だから本来ならば、もうそういったことをしておかないといけない時期じゃないかと思うんですけど、まだ二年先と言えばそうでしょうけど、やはり早めにいろんなことを立ち上げて、いろんな計画をしていく方がよろしいんじゃないかと思っております。

それと、もう一つ期間中になるわけですけど、小串郷駅がありますけど、やはり小串郷駅になると一番近いわけですね、会場まで、そうすると今現実では快速が停まりません。それでもし期間中に快速が停まるような、町から、あるいは県の方から、そういった要望ができればですね、大変ありがたいと、こう思っている訳ですけど、それとそこからシャトルバスあるいは町内の主要なと

ころから、そういったところまでシャトルバスを運行するような計画はないですか。尋ねます。

**町長** 開催期間中、小串郷駅に快速を停車するような計画はないかという質問でございますが、これにつきましては実現できれば非常にありがたいことでございますので、今後、県、JRと協議してみたいと思います。以上でございます。

**4 番 堀 田** それでは最後の定住促進に移らせていただきます。

前回、12月議会の中で、確かにお願いをしたわけですが、答弁も前回と同じような答弁でございました。しかしあの、あれから半年を過ぎまして、波佐見町が一応そういったことで定住促進事業として最大85万円の事業を立ち上げてきたわけですね。そうすると、前年は東彼杵町がそういった事業を立ち上げております。それで東彼杵町に問い合わせてみますと、1年目は1件もありませんでした。2年目は8件そういうことがありましたということでした。波佐見町にもそういった新聞記事を見て、そういった効果はどうでしたかと聞きますと、何件かの問い合わせがありますという話でありました。それもほとんど行政側からの発案でできております。そういった中で、なぜ隣町ができて川棚町ができないのか伺いたいと思います。

**町長** お答え致します。定住促進事業、波佐見町ができて、なぜ川棚町ができないかというご質問でございますが、これにはですね、やっぱりその町の背景があるのではないかと思います。例えば、波佐見町につきましてはキャノンが進出をしてくまして、各地から、そこに勤務されている方が人口が増えてきております。そういう中で、川棚町や佐世保市から通勤する人が多いということもあって、ぜひ町内に住んでいただきたいという、そういった思いから、そういう事業を立ち上げられたんじゃないかと、このように私は思います。もし、川棚町でも、そういった事業をする場合には、そういった背景が必要だろうと思います。例えば現在、川棚町では企業誘致を一生懸命水面下で努力をしておる訳ですが、こういったものが実現致しますと、今、堀田議員が提案されているような政策も必要になるのではないかと、こう思います。以上でございます。

**4 番 堀 田** 確かに隣町には工業団地等がございます。まあしかしあの、本町におきましても、コバレントあたりも大変厳しいような状況でございます。住



もう人が減ればですね、町の活気もなくなるわけですね。そうすると子どもを育てやすい環境を作って、若い人達を増やして高齢者を支えていかなければならないと思います。人口減少に歯止めをかけて、誰もが住んでみたい、住み続けたいと思うような、魅力あるまちづくりをお願いして、私の質問と変えます。

**議**            **長**   ここで、しばらく休憩を致します。

(…休    憩…)

**議**            **長**   休憩前に引き続き会議を開きます。

**議**            **長**   次に、久保田和恵議員。

**1 4 番久保田**   通告文に従って、三点について尋ねます。

第一に、難聴者福祉について尋ねます。年齢と共に聴覚が衰える老人性難聴の患者は、全国で70歳以上の半数、2千万人と推定されます。適正に補聴器を使っている人は、10から20%で、大部分の人が聞こえないままです。両耳の聴力レベルが70デシベル以上の聴覚損失者は障害者と認定されて、補聴器や生活支援機器を給付されますが、それに満たない軽度、中度の聴力障害者は自費購入となります。世界保健機関WHOは、40デシベル以上を聞こえに不自由を感じている人と位置づけています。日本耳鼻咽喉科学会、全日本難聴者・中途失聴者団体など、認定基準を低くするように求めています。認定基準を低くすることにより、早期対応をすることができればコミュニケーションがとれて、人生をそのまま楽しく継続でき、孤立化を防ぎ認知症予防にもなり、医療費の削減にもつながります。認定基準を引き下げる考えはないか尋ねます。

二つ目、難聴者用磁気ループシステムの設置についてです。

難聴者は補聴器を使用することによって、聞こえが解決すると思われがちですが、無選別にあらゆる音が聞こえて、聞き分けが困難なのも現状としてあります。パネル型磁気ループは受信機が付いていて、補聴器のない人でも利用することができます。役場の窓口での職員との会話も周囲を気にすることなく、プライバシーも守られて不安なく聞くことが出来る。また講演会など、人が多く集まる場所には施設にあった機械で、雑音のないきれいな音を聞くことができます。聞こえを解消して快適に人生を送れるように、磁気ループシステムを

設置する考えはないか尋ねます。

二つ目に、介護保険制度についてです。介護保険利用による住宅改修費の受領委任方式の採用について尋ねます。

要介護状態の区分に関わらず、在宅で介護する際に備えて、廊下、手すり、階段、浴室、段差解消、滑り止め防止、トイレなど、比較的小規模の改修を対象にした助成制度があります。20万円を上限に、現在は利用者が一旦全部払った後に、9割が戻ってくるという償還払い方式になっています。高齢者の一人暮らしや高齢者同士の世帯が増える中で、手続きが簡素で、1割を準備すればよい受領委任方式を導入する考えはないか尋ねます。

二つ目に、介護保険認定者を税法上の障害者扱いにすべきについて尋ねます。

所得税の確定申告や、町県民税の申告において、身体障害者手帳などが交付されている方や、常時、寝たきりの方など、市町村長が身体障害者などに準ずると認めた場合、65歳以上の高齢者には、障害者控除が適用されます。自治体によっては、介護保険の要介護認定、または要支援認定を受けている65歳以上の方についても申請に基づき、内容を確認できた方に対しては、障害者控除の対象としているところがあります。県内では8町のうち、認めていない自治体は東彼三町です。ぜひ障害者高齢者、認知高齢者に適用すべきと考えますが、町長の考えを尋ねます。

三点目です。原子力発電について二つの点を尋ねます。

東京電力福島原発は、事故から15ヶ月以上経っても、原因究明を尽くせないほど深刻な状況にあります。事故収束の目途が立たないため、福島県を離れる人も後を絶たず、自主避難を含む避難者は10数万人に上っています。玄海原発は九州電力が佐賀県玄海町に建設した原子力発電所です。1号機は1975年10月に運転を始めて、36年経過しており老朽化しています。とりわけ70年代に造られた原発の鋼鉄製原子炉圧力容器は不純物が多く、炉の脆化を示す脆性遷移温度は75年当初はマイナス16度であったものが、2009年にはプラス98度となっており、これは全国一高いもので、極めて危険な状況にあることを示しています。2号機も稼働以来30年を経過しており、1号機と同様に老朽化しています。脆性遷移温度の測定も1997年8月以来、15年近く行っていません。測定結果が高い値がでることを恐れてのことかとも受け取れます。昨年、定期検査に入っています。

3号機でプルサーマルで最近、汚染度の高い一次冷却水漏れが発生しました。主軸が壊れたとのことでした。これは重大です。一次冷却水には高濃度の放射線、毒性の強いプルトニウムが含まれています。海水に流れ出し、空気中にも放出される危険があります。4号機は、昨年10月4日に事故を起こしました。通報が遅れたとして糸島市や福岡県が抗議をしました。

玄海原発が福島原発並みの事故を起こせば、周辺30キロ圏内に住む25万人、50キロ圏内に住む140万人の住民に大きな影響を及ぼします。30キロ圏内には福岡市、唐津市、佐賀市、佐世保市など人口の多い主要自治体が含まれています。JR唐津線、佐世保線、長崎本線、大村線も通っています。地元産業にも大きく影響します。八女茶、嬉野茶、彼杵茶、佐賀牛、長崎牛、トマト、いちご、みかん、アスパラガス、魚介類など、農水産業や地場産業にも大きな影響を及ぼします。福島第一原発事故で分かるように、ひとたび重大事故が発生し、放射性物質が外部に放出されると、もはやそれを抑える手立てが存在せず、将来にわたって危害を及ぼす可能性があり、地域社会の存在さえ危うくします。6月9日、県と松浦市、平戸市、壱岐市、佐世保市は九州電力と協定書を結びました。私はこの通告文に協定書を締結することが確実となりますと書いています。これは通告文を5月30日に提出したので、そのようにご了承願いたいと思います。協定書を結びましたが、立地自治体でないという理由から事前説明となっており、再稼働ありきの協定書としか思えません。川棚町は30キロ圏外として、避難先対象区域に指定されていますが、大気中の放射線物質は遠隔地であっても空間的に広がります。将来の子ども達が、しっかり生活していける国、土地を残すことが今、生きている人間がやらなければならないことです。九州電力と国に対して、再稼働を許さず、廃炉を求める考えはないか尋ねます。

二つ目です。4月28日、69の自治体の市町村長、市長経験者が加入した脱原発を目指す首長会議が設立されました。この設立総会において二つの決議がなされています。

一つは、原発の再稼働について地元自治体や住民の合意形成を求める。

二つ目に、新しいエネルギー基本計画で、原発ゼロとなる決定を求める決議です。住民の命と財産を守る立場の方達が、拙速な再稼働はあってはならないとして立ち上げられたものです。福島第一原発事故の原因究明も安全対策も途

上なのに、大飯原発の再稼働を強行に推し進める、そしてそれをきっかけに全国原発を再稼働しようとしています。非常に危険な流れです。国民、町民の命を危険にさらすことがあってはなりません。50キロ圏の西海市は脱原発ゼロを目指す首長会議に参加されています。川棚町も脱原発を目指して積極的に加盟すべきと考えます。町長の見解を尋ねます。

**町長** 久保田議員からは3項目について、ご質問いただきましたので順次お答えをさせていただきます。

まず第一点目の難聴者の福祉についてでございます。この難聴者の福祉については、二点、質問をいただきましたので、まず①についてでございますが、身体障害者障害程度認定につきましては、身体障害者福祉法施行規則において、聴力レベルに応じて2級から6級まで定められております。近年、全国において軽度、中程度の難聴のある子に対し、自治体が独自に認定基準を引き下げて、補聴器の購入を支援する動きがあるようでございます。某新聞社の調査では、長崎県を含まないところで7府県と9指定市が補聴器の購入に対する支援を実施しているようでございます。ただ、補助額の上限は自治体によってばらつきがあるようです。長崎県内においては、市町独自で認定基準を引き下げて補聴器購入の支援を実施しているところは、現在のところないようであります。従いまして、本町独自で基準を引き下げて補聴器の購入に対する支援をする考えはございません。

②については、まず磁気ループシステムとはどういうものかですが、簡単に説明致しますと、磁気を発生させるアンプにより、発生させた磁気をワイヤー等により補聴支援を行いたい場所を囲い、その範囲内で補聴器等を使用することにより、雑音の少ない音声を聞き取ることができるシステムであります。このシステムは、工事を施して床に埋設する常設型、高度リール、ワイヤー等により、必要部分に配線する移動型、そして簡易型カウンター式があるようで、使い方によってシステムを選択することになります。そこで役場の窓口や講演会会場へ設置する考えはないかとのご質問であります。まず役場の窓口を設置するとした場合、窓口全体を一括して、エリアを形成しなければなりません。そうすると、エリア内には多くの方がいらっしゃいますと、他の窓口の内容まで音声を広い、そのことがプライバシーが守れないという危険性も考えられます。しかしながら、簡易型カウンター式であれば、対面での対応とな

りますので、設置する場所さえ確保できれば設置は可能と判断できます。しかし窓口には、毎日相当数の来庁者がありますので、各窓口全体に設置することは機器を納める場所を確保できないこともありますので、現状では設置する考えはありません。今後、調査研究してみたいと、このように考えております。

また、講演会場への設置でございますが、このことにつきましても設置効果は期待できるものと判断できますので、講演会場に関わらず、会議等についても設置費用等を含め、今後調査研究をしてみたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、介護保険制度について二点の質問がありましたので、お答え致します。

①の質問にありました住宅改修とは、保険給付費にかかる介護保険サービス等の諸費の介護保険サービス等諸費の一つのサービスとして、廊下や階段に手すりを取り付けるといった工事を伴う改修が対象で、利用者は住宅改修をする前に町へ事前申請を行い、工事内容の確認を受けてから住宅改修の工事を進めることとなります。その工事完了後、一旦、費用の全額を業者にお支払いいただき、改修後の申請により20万円を限度として、工事費の9割を居宅介護住宅改修費ならびに介護予防住宅改修費として申請者に給付を致しております。ご質問は、その9割分を施工業者に直接、いわゆる受領委任払いとして直接支払う制度を採用することができないかのご質問でございますが、そういったニーズがあるのか、あるいはまた他市町で実施をされておりますので、施工業者の事務負担等についても町内のケアマネージャー等の会議の折に協議、検討をしてみたいと、このように考えております。

次に②の質問の介護保険認定者に障害者控除を適用する考えはないかのご質問でございますが、平成20年6月議会において同様のご質問があり、答弁を致しております。要介護認定のうち、寝たきりで複雑な介護を要する方につきましては、地方税法上の障害者に含まれておりますので、川棚町税条例第34条の2より、障害者控除を総所得金額から控除することにされております。そこで寝たきりで複雑な介護を要するものとして申告があれば、これまでも障害者控除は実施をしてきたところでございます。また、所得税法施行令第10条第1項第7号の規定に基づく、精神または身体に障害のある65歳以上の者で、その障害の程度が所得税法施行令第10条第1項第1号または第3号に掲げるものに準ずる者として、市町村長の認定を受ける者についても障害者控除

ができる、このように解されておりまして、これにつきましては、これまで認定制度が設けられておりませんでしたので、早急に制度を構築したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に三点目の原子力発電についてお答えを致します。

まず①の九州電力と国に対して再稼働を許さず廃炉を求める考えはないかというお尋ねでございますが、まず福島原発の事故により、現在でも多くの皆さんが避難生活や移転を余儀なくされておられることに対しまして、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。そこで、①の玄海原発の再稼働に関する質問についてであります。エネルギーの問題につきましては、エネルギー政策基本法に則り、国が政策を行うべきものであると思っております。議員もご承知のように、国においては国民生活あるいは経済の維持発展のために、あらゆる視点から、どのような政策が必要なかを判断されているところであります。町が国や電力会社に対して廃炉を求めるという次元のものではないと、このように私は理解致しております。

次に②の脱原発を目指す首長会議への参加についてでございますが、この会議に参加されている団体は、全国1,719市町村のうち64団体となっております。そして現在、原子力発電所がある市町村では、唯一、茨城県東海村が加入されているようでございます。安全安心なまちづくりという観点から、二度と福島原発のような事故が起こらないように国にはそういった措置をお願いしたいと思うわけではあります。この原発の可動につきましては、国民世論を二分していると言われるように、いろんな考え方があるようでございまして、今、脱原発を目指す首長会議へ参加する考えはございません。以上、答弁とさせていただきます。

**1 4 番久保田** 第一点目の再質問を行います。調査研究をしてみたいということではございましたので、再度付け加えていきたいと思っております。

70デシベルということを基準にされて、障害者と認定されているんですけども、地域でも今ふれあいサロンとか、いろんな老人会の催し物がありますが、なかなかそこに出てこられない。あの目的というのは、ひきこもりのお年寄りの高齢者の方達を作らないということが目的であるというふうに私は認識しております。なぜそこになかなか出てこられないというのは、なぜだと思われませんか。これをまず聞きます。ふれあいサロンとか、老人会がいろんなこと

を催しますが、あの催し物というのは、ひきこもりの高齢者の方達を出てきていただくための催し物で地域ががんばっていらっしやいます。確かに先程、調査研究してみたいとおっしゃいましたので、そこで肉付けして、なお調査研究してもらいたいと思って、私は言うております。そこになかなか出て見えないというのは、何が原因だと思われませんか。あれはひきこもりの高齢者を作らないということが目的で実施されていると思うんですけど、なかなかそこに向いてこられない方達がいらっしやいます。それは何が原因だと思われませんか。

**町長** なぜでしょうと言いたいところでございますけれども、まずはやっぱり足が不自由な方がいらっしやるとか、今日の質問で関連して耳がちょっと聞こえづらいとかあって出席をすれば楽しいでしょうけれども、そういうことがあって、なかなか出かけていけないということもあるのではないかと思います。

**1 4 番久保田** まさにそのとおりです。そこに出て行って仲間に入りたいと思っても、皆さんの話している内容が聞こえない。だから話に合わせてにこやかに話しているけれども、皆さんの話は聞こえないということが実態としてあります。私は先日ですね、補聴器を調整してくださるところに、売っていらっしやるところにも行ってですね、そこに見えている補聴器を作ろうとしていらっしやる方達のあれに立ち合わせてもらったんですね。そしたらオージオグラムというものを作られるんですけども、これですね47.5、48.75ですね両方ですね。それから一方は30、ものすごく良いですけど、こちらは53.75、これでも聞こえに不自由をされているんですよ。だから国の基準だ、どこの基準というふうなこともありますけど、結局、こういうふうにWHOは別としても、日本耳鼻咽喉科学会などもですね、こういうふうにレベルを下げてほしいとおっしゃる。そして自治体によっては、下げているところも、独自に下げているところもある。そしたら、より一層ですね調査研究が前向きにされるようにして取り組んでいただきたいと思います。

二つ目、磁気ループのことですけれども、先日、特定検診がずっとあっております。私もそこに特定検診を受けに参加したんですけども、結局ですね、窓口で職員の方達と話をされるんですね。書類に書き込むためにですね、そしたらですね既往症が待っている人達にみんな聞こえてしまうわけですよ。糖尿病です、高血圧ですという話の中身が、聞かれて欲しくない、私達も申し訳な

いなくて、聞こえてしまって申し訳ないなっていうような中身が聞こえてしまう。先程、カウンター全体に取り付けるようなことをおっしゃいましたがけれども、そうじゃなくて携帯用というか移動式のものでしたら、福祉の窓口とか、全部じゃなくても高齢者が主に利用する、高齢者の方達とか、そういう弱い立場の人が利用されるところに、まず設置をしてみるっていうことを考える。それから特定検診の時などにそこで利用する。こういうことをまず試みてもらいたいと思います。調査研究していきたいということでしたので、これもぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

次に、二点目です。住宅改修の受領委任方式を取り扱うことにはならないかという回答で、ケアマネージャーさんと一緒になって取り組んでいくことも考えていきたいという答弁だったと思いますけども、こないだ行政側からいただいた資料の中で、23年8月に行われた住民意識調査結果報告書、これを見ますとですね、65歳以上の高齢者の中で一般高齢者の方で配偶者と同居している人が71.7%、一人暮らしの方が16.1%、また要介護認定者で配偶者との同居が36.3%、一人暮らしは12%となっています。この高齢者になったらですね、私ももう老眼になったりしたら読んだり書いたりすることが大変な努力が必要です。家族がですね、若い家族がいれば書類の作成も楽になるんでしょうけども、こういうふうに高齢者同士、それから一人暮らし、そういう人達にとってですね、書類の申請というのは大変な作業だと思います。その上で、この受領委任方式を取り入れて、一割を用意すれば、まあ20万円の限度額で2万円を用意すれば介護度を引き下げることができる、そういうふうには思われませんか。

**町長** ちょっと質問の意味がよく分からなかったですけど、前段の分につきましては、ご意見として承っておきたいと思います。

それから今質問がありました介護保険制度についてでございますが、やはり手続きを簡素化することは当然の私どもの努めだと、このように認識を致しております。ただあの、受領委任払いを致しましても、きちんとした手続きはとっていただかなければいけませんので、手続きの簡素化ということにはならないような気が致しますけれども、と思います。

**14番久保田** この受領委任払いの方式になればですね、業者さんがいろんな講習を受けてですね、そういう書類の手続きとか、いろんなことを勉強されるわ



けですね。そしてまず、何よりもですね1割を用意すれば良い、20万円用意するのと2万円だけ、1割だけ用意すればいい、それからオーバーした分は確かに個人の持ち出しになります、1割だけ用意すれば良いということで、利用者さんの負担というのは軽くなると思いませんか。

**町長** 今、ご質問がありましたように、受領委任払いに致しますと、その1割だけを負担すればいいわけです。いわゆる全額を一時的に支出をする必要がなくなりますので、そういう意味では負担の軽減にはつながると思います。ただ、先程言いましたように手続きについては、きちんとしていただく必要がありますので、そのための受領委任払いの方式を採用するという事ではないというふうに考えます。以上でございます。

**14番久保田** 受領委任払いを導入する考えはないとおっしゃいましたけども、先程、ケアマネージャーさんとの会議の折に検討していきたいという答弁もいただいておりますので、ここで立ち止まるわけにはいきませんので、ぜひケアマネージャーさんの話を良く聞かれてですね、現状を聞かれて、そして検討をしていただきたいというふうに思います。

介護保険認定者を税法上の障害者扱いにすべきではないかということですね、この社会福祉協議会というのが長崎県の中にあるんですけども、この福祉医療施設の施策とアンケートという中でですね、障害者手帳控除者以外の障害者控除を適用していない町に川棚、彼杵、波佐見の3つが上がっております。長与と時津と小値賀、佐々、新上五島町は、これを導入しております。採用されております。そこでですね、被該当者は別と致しまして、障害者の所得税、それから市民税、これを控除できる27万円、それから26万円の税の控除をすることができますということと中にですね、障害高齢者と認定高齢者の基準がですね、Aの1、Aの2、それから認知度の2のA、2のBというのがあるんですけども、このAの基準はですね、食事、排泄、着替えに関しておおむね自分で行うなど、屋内の生活はおおむね自立しているが、近所への外出には介助が必要な状況、それから日中も寝たきり、寝たり起きたりの状況である。それから認知度の2の状況は、度々道に迷う、金銭の管理にミスが目立つ、服薬管理、電話の応対ができない、一人で留守番ができない、こういうふうになっているんですが、これらの状態は健常者と思われませんか、障害があると思われませんか。

町長 お答え致します。まずあの、先程の質問に対しまして、受領委任払いを考えていないというような町長が答弁したと、こうおっしゃいましたけど、実はそうじゃございませんで、これにつきましては他町にも例がありますので、前向きに検討してみたいと、そういった趣旨の発言をしたと思いますけど、そのようにご理解をいただきたいと思います。

それから今の障害者控除の件につきましてですが、これにつきましても先程答弁致しましたように、所得税法施行令等々で定められております。そこで、答弁と致しましては、認定制度を川棚町では設けられておりませんでしたので、その制度を早急に構築をして、そして今後、その控除をされるような制度にしていきたいと、こう申し上げたところでございます。ただですね、他町においてもそういった制度が設けられておりますけれども、基本的には、あくまでも寝たきり状態であることというのが、この法律の中には定められておりますので、今後、他町の例を見ながら、参考にしながら、制度を構築していきたいというふうに考えているところでございます。これまでそういった税条例では控除ができる条文になっておりましたけれども、税側と致しましては、あくまでも申告主義を採用しておりまして、それといわゆる福祉行政との縦割り行政が若干、こういった状況を生んでいたのかなという感じも致しております。そこで、双方、十分協議をしてそういった議員がおっしゃるような制度を構築していきたいと、このように考えておりますのでご理解を頂きたいと思っております。以上でございます。

1 4 番久保田 今、実施しています新上五島町の基準がですね、介護の1から5の人、要支援の人達もA以上とかですね、認知度の2以上とかいうふうになっておりますので、ぜひそういう他町のことも聞きながらですね、前向きに控除されるようにしていただきたいと思っております。そしたら3番目に移ります。

九州電力玄海原発についてですけども、今あの、国と九電に対しては廃炉を言うべきものではないというふうにおっしゃいました。大変、残念な回答だと、答弁だと思っております。30キロ圏内、ここが50キロ圏内ですけども、風向きによってはですね、佐世保まで1時間ぐらいで放射性物質が飛んできます。もし、福島並の事故が起きた場合ですね、そしたらこちらに松浦の人達が逃げてこようにも、来るときにはもう放射性物質を追っかけてくるようなかたちになってしまうわけです。そして川棚町の人達も、50キロ圏内で、安心して住

めるとは思わないと思います。現に飯舘村は40キロ圏内ですよ。だけでもあそここの町には住めないという結論が出されているんですよ。今まで玄海原発が何をやってきたかと言えば、やらせのメールであったり、それからストレステストでもですね、三菱重工が原子炉を造ってるんですけども、ストレステストも三菱重工がやってるんですよ。これで信頼できると思われませんか。そのやらせメールも含めてです。安心できますか、その国とか九州電力に言う考えはないということですので、そのことを聞きます。

**町長** お答え致します。ただいまの質問につきましては、個人的にはいろいろ私も思いがございまして。ただ、町長と致しましては、そういった質問にはお答えを致しません。先程ですね、冒頭に答弁を致しましたように、このエネルギー政策というのは国の政策だというふうに、私は理解しております。それは平成14年にエネルギー政策基本法が定められたことは議員もご承知のことかと思っております。その法律によりまして現在、そういった政策が進められているわけございまして、この法律の目的にはですね、エネルギーが国民生活の安定向上、ならびに国民経済の維持及び発展に欠かすことのできないものであるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことに鑑み、エネルギーの需給に関する施策に関し基本方針を定め、地域及び地球の環境保全に寄与するとともに、我が国及び世界の経済社会の持続的な発展に貢献することを目的とする、このようなことで法律が制定をされております。その法律の中に、国の責務が定められておりまして、エネルギーの需給に関する施策についての基本方針に則り、施策を展開しなさいという条文がございまして。したがって、この法律に基づいて、このエネルギー政策については国が勧められているものと、まずは理解致します。そして同法律において、当然、地方公共団体の役割も明記をされております。第6条でございましてけれども、地方公共団体は、基本方針に則り、エネルギーの受給に関し国の施策に準じて施策を講じるとともに、その区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するということが明確に記されているわけございまして。そういったことを根拠にして、この問題は国の方で解決をしていただくということを申し上げたところでございまして。以上、答弁とさせていただきます。

**14番久保田** ではですね、この6月の14日でしたかね、県漁連の総会がっておりますが、ご存知ですよ。この中で、長崎の漁業者の方達が玄海原発周

辺の海域でも安心して操業したい。この川上組合長は、国が原発の再稼働を採択しようとしている現状だが、漁業界としては真っ向から反対していくとおっしゃっています。そしてその県漁連の川端勲会長は、長崎は原爆もあったし米国の、アメリカの水爆実験で被ばくしたマグロ漁船の第5福竜丸の事故も大きい。福島も、隣の茨城も漁業者が泣いている。これは、この方達は国の政策に真っ向から反対していても、反対の立場を貫くという考えです。川棚町住民1万4,850人でしたかね、4月の時点で848人でした。この住民の人達、それから将来生まれて来るであろう川棚町の子ども達、川棚町の将来を担う子ども達、この子ども達にとってですね、町として町長のとるべき態度は、国や原子力、九州電力に廃炉を求めないと、国の法律、施策に準ずるのみだと、だけど昭和39年の原子力委員会の中にはですね、過去にも、これからも地震とか、そういうことが起こるところには造ってはならない。それから放射能物質を外に漏らしてはならない、こういう基準もあるわけですよ。だけでも福島原発のような、想定外という、想定外はもうありません。それから安全神話も崩れてしまった、そういう中で町長がこのような態度じゃなくてですね、きちんとするべきじゃないですか。しかもですよ、その立地自治体じゃないからといって、その協定書の中身がですよ、事前説明ですよ。佐賀県は事前了解です。これは了解をしなければいいわけですが、できないわけですから。説明だったら説明しましたよということで再稼働もできるんだと思うんですね。そういうふうにもっと強い立場で国と九州電力に立ち向かう気持ちはあられませんか。

**町長** 先程も言いましたように、町長の立場としてそういった行動をとる考えは持っておりません。先程あの、ご質問の中では例えば漁業協同組合が反対を表明をされたらと、それはその方達の立場、立場でやっぱりいろんな考え方があるのではないかと思います。そういうことで、川棚町民の皆様方も賛成、反対、いろんな意見があろうかと思しますので、そういった集約ができていない現状の中で、私は個人的に、公人的な思いで、そういうふうな行動を取るといふことはいかなるものかというふうに考えております。ただあの、これは参考のためになんですけど、数ヶ月前に、あるアンケート用紙が送られてまいりました。首長自身に答えて下さいということで来たわけですが、そのアンケート調査の内容はですね、全国全ての原子力発電所について、今後、どのようにすべきだとお考えですかと、該当するものに一つ丸を付けて下さい

と、こういったアンケート調査でありました。A、即時に廃炉すべき、B、新規の増設は認めず、2012年3月11日を起点として10年以内に廃炉にすべき、C、新規の増設は認めず、10年以降、政府が決めた寿命40年の間で廃炉にすべき、D、今後も原発は存続、新規の増設も認めるべき、E、上記以外ということで、どれかに一つ丸を付けてということで調査がありました。

実は私は、Cの新規の増設は認めず、10年以降、政府が決めた寿命40年の間で廃炉にすべきと、このような回答を致しました。これは公表をされております。なぜそのように回答したかと言いますと、これは私の主観で回答して良いというような話でございましたので回答したわけですが、これも一つには国の政策というのがございまして、40年が原発の耐用年数だというふうに国は定められております。そこで、40年で廃炉にすべきだろうと、ただしその間、原子力エネルギーに代わるものが開発されるべきではないかと、このような条件付きで回答をしたところでございます。人間の力で制御できない、いわゆる放射能、こういったものに脅かされる生活は、やはり議員がおっしゃるように私も好んでおりません。以上でございます。

**14番久保田** Cの新規、それが10年以降、40年で廃炉だけど、政府は40年を崩そうとしていますよね。政府の言うことを国民が信用していないわけですよ。こういうふうに世論の5割超は反対、それから節電も原子力と引き替えて、天秤にかけるべきでもないし、国民は節電もがまんでできると言っているんです。それだけみんな、原子力に対しては過敏になっているわけですよ。1万4,800人を超える住民の方達の命と子どもを守るためにもですね、ぜひこういうふうな立場に立ってもらいたい。それからですね、その首長会議にも、脱原発首長会議にも入らないという後ろ向きですけども、核廃絶の平和委員会には入っていらっしゃるんですよね、だからですね核と原子力、原発はですね、原発の爆発事故の方がよっぽど危ないんですよ。そのプルトニウムは広島原爆の、原子力プルトニウム型よりも何百倍という毒性があると言っているんですから。

**議 長** 質問は簡明に。

**14番久保田** はい。ぜひですね、加入をすべきだと思います。しませんか。

**町 長** 核兵器と原子力発電所は、その目的が違うんじゃないですか。同様に扱うこと自体が私は疑問に感じます。まったく違う性質のものだと思います。

います。

**1 4 番久保田** 核兵器廃絶は長崎県の原爆県だということで入られたと思います。原子力発電も玄海原発から、たった50キロしか離れていない。放射能はどこに飛ぶか分からない。今でも福島の住民の人達は16万帰ってきていない。こういう人達の痛みが分かるならば、私は町長に対して、もっと積極的に国とですね、九州電力に再稼働を許さない、廃炉を求めるべきとして、私の質問を終わらせていただきます。以上です。

**議 長** ここで、しばらく休憩を致します。

(…休 憩…)

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議 長** 次に、福田徹議員。

**3 番 福 田** 町長に川棚町の活性化対策について質問を行います。

川棚町が近年抱える課題の中で、最優先事項は活性化ではないでしょうか。先月、5月14日から18日までの間、開催しました議会報告会での町民からの要望の中でも、町の活性化を求めることが多くありました。町が活性化することによって、人口減少や少子化など、町が抱える多くの課題も解決していくのではないのでしょうか。これまで多くの一般質問でも取り上げられてきた課題ではありますが、町長からは消極的な回答ではなかったかと思います。

そこで、平成22年度4億6千万円をかけ、川棚町の全域に光ファイバー回線網を整備し、昨年4月から利用が開始されました。これからは、このインターネット高速通信網を生かした方策をとっていくべきと思い、以下の質問を行います。

一番目に、高速通信網の運営開始から1年が経ちました。当初の計画どおり加入者数は増加しているのか、現在の利用状況を尋ねます。そして、通信網整備の効果をどう捉えているのか、町民の反応はどうであったのか尋ねます。

二番目に、通信網整備にあたっての計画を説明されたときには、町外からの転入者や企業の誘致に効果があるとされていましたが、通信網が整備された利便性を企業誘致活動に活かしているのかお尋ねします。

三番目に、高速通信網を生かした企業誘致活動の例として、サテライトオフィスの誘致例があります。このサテライトオフィスというのは、働き方が多様化する中、オフィスも進化しており、テレすなわち離れたところと、ワーク、働くという意味から使われるテレワークの中の一つです。都市企業は、校外にサテライトを、地方企業は都心部にサテライトを置くというものです。東日本大震災以降、危機管理の一環として首都圏の企業が、本社機能の一部を地方へ移転させる動きもあるそうです。例え少人数のスモールオフィスであっても、数が増えれば効果は増し、大きなものとなると思います。まず、川棚町でも熱心に取り組むことで話題性も生まれ、そうするうちに評判となれば呼び水となり、多くの企業の進出が期待できるのではないかと思います。

そこで、コミュニティビジネスの支援に力を入れている先進地として、徳島県の神山町を参考にされてはいかがでしょうか。神山町は徳島県の中央部に位置し、面積は173.31平方キロメートル、本町の約4.6倍です。総面積の内、約82%が急傾斜地の山林だそうです。人口は昭和30年頃2万人を超えていたそうですが、現在6,337人です。過疎化や高齢化に歯止めがかかればという思いで、事業に取り組まれて、事業の効果に期待されておられるということです。具体的には、都会を離れ、自然豊かな田舎町で働くことでストレスを解消し、リラックスした中、社員の能力を発揮してもらうため、都会のIT企業のサテライトオフィスを、今は使われていない古民家へ入居してもらうというものです。効果は、企業ばかりでなく、地元の人と企業の社員との交流も生まれ、お互いが刺激を受けたり癒されたりするなど、交流が生まれているようです。徳島県の地域情報化の島田さんの言葉によりますと、このプロジェクトは人の誘致、人の流れを呼び込むことで地域活性化を目指しています。結果として、現地、地元での人材を採用するという動きも出ているということです。地域活性化のメリットを話されておられます。本町でも一つの例として、参考にできないかお尋ねをします。

四番目に、企業誘致を促進するためには、建物や土地、用地などの受け皿が必要です。本町の企業誘致には、川棚町企業立地推進本部を設置して取り組んでおられますが、川棚町工場設置特例特別賞例措置に関する規則は、大規模な進出や増築を想定してのものです。そこで、小規模なものを対象としたものが必要だと考えます。つまり個人向けの対応が求められると考えております。

先程の堀田議員の一般質問では定住化促進事業についての質問がありました。似たような質問ではありますが、企業誘致の観点、つまり定住化の前段の一つとして企業誘致策としての質問を行います。

サテライトオフィスやスモールオフィスの誘致は、空き家、空き店舗、さらに従業員の住まいも必要となってきます。そこで小規模な土地や空き家などの提供者に対する優遇策や、進出企業でも小規模なものにも優遇制度が考えられないか尋ねます。

最後に五番目、企業誘致のためには、川棚町の良さをアピールしなくてはなりません。まず本町の穏やかな気候風土や自然環境のすばらしさが挙げられますが、現実には住みやすさが一番ではないでしょうか。そのためには、生活の利便性や安全安心なまちづくりのもと、町道の整備や、町中心部の駐車場確保をはじめとした環境整備も必要となります。住みやすいまちづくりの結果として、定住化も進み、町が活性化し、人口の減少の歯止めにつながるのではないのでしょうか。町長の考えを尋ねます。以上です。

**町長** 福田議員の川棚町の活性化対策についての質問にお答え致します。

ただいま議員からは、活性化についての5項目にわたっての質問、あるいはご提言をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、川棚町の活性化につきましては、行政を推進するうえで一番重要な課題の一つだというふうに認識を致しまして、いろんな施策の中で活性化を図っているところでございます。ただ今議員からは、これまでの一般質問では、消極的な答弁だったというふうな発言がありましたが、いささか理解されていないようでございまして残念でございます。

まず、一番目の高速通信網の利用状況及び効果についての質問でございますが、光ブロードバンドの利用状況につきましては、平成24年5月末現在のフレッツ光の利用者が1,873件、ADSL利用者が626件、合計2,499件となっております。これに対し、光ブロードバンド敷設時、光フレッツ供用開始時の平成22年12月現在のADSL利用者が2,016件でありましたので、483件の増加となっております。高速通信網の効果をどう捉えているかとお尋ねでございますが、高速通信網の利用における効果につきましては、個別利用の頻度や、やりとりする情報量、パソコン等の能力等によりまして異



なってまいります。利用者の利用における効果までは、そういったことから把握できてはおりません。なお、高速通信網の環境整備につきましては、これまで要望の声が多く挙がったことが実現された訳でございますので、そのことや、そのサービスが町内全域に、くまなく提供される環境となり、公平性が保たれている効果と、町のイメージアップにつながっているものと、このように感じているところでございます。

②番目の企業誘致活動に生かしているのかというご質問でございますが、県の産業振興財団との情報の共有を行い、現在、誘致活動中でありまして、企業誘致の冊子を策定しておりまして、その中のインフラ整備の項目の中で、本町は全町、光ブロードバンド高速通信ネットワークが整備済であるというような情報を提供しておりまして、重要なセールスポイントであると、このように認識を致しております。

③では、徳島県神山町のサテライトオフィスの例を参考に企業誘致ができないかご質問がございましたけれども、徳島県神山町の場合は、徳島県が限界集落対策のためにサテライトオフィスの設置を進めている背景があり、いわゆる企業誘致というより、過疎化、高齢化対策など、地域活性化としての側面が強いように思います。この限界集落というのは、人口の50%以上を65歳以上の高齢者が占める、そういった集落の方を指しているようでございます。一般的な企業誘致を考えるときには、現在本町で推進しているものとして、一定以上の雇用が見込め、固定資産税の確保につながる資本投資が見込まれる製造業を考えて企業誘致を行っており、その実現に向けた誘致活動、助成制度を整備しているところであります。この神山町の例のようなサテライトオフィスの誘致が雇用の創出や人口流入等の経済的な効果や、さらにこの活動が本格的な企業進出の呼び水となるのかなど、本町に対して効果があるものかは、今後研究をしてみたいと、このように思います。

また、高速通信ネットワークが整備されている環境にある本町と致しましては、製造業の誘致ばかりでなく、五島市や壱岐市で誘致が進んでいるコールセンターなど、膨大な情報量を扱う企業誘致の可能性も考えられますので、今後は、その方面につきましても努力していきたいと考えております。

次に④の誘致促進のための優遇策は考えられないかということで、誘致企業のために土地や建物を提供したのものに対する何らかの助成など、優遇策は考え

ておりませんが、進出企業の小規模案件には、ある一定の基準を決め、企業誘致の促進のために優遇策を現在考えているところであります。現在の企業誘致に対する町の優遇制度は、1万平方メートル以上の土地取得要件、工場生産設備投資額が5億円以上、そして雇用人数が50人以上、このような案件で定められておりますが、本町の工場適地から要件的に厳しい面もございますので、本町の工場用地に適用した小規模の進出企業にも対応できる制度を現在考えているところでございます。

④の企業誘致のためには、生活の利便性や安全安心のまちづくり、町道や駐車場の整備が必要ではないかと、こういったご提言でございますが、当然、将来的なまちづくりの観点から企業誘致による雇用の確保、それによる定住人口の増加が安定的な町の運営、活性化につながるものと考えられます。企業誘致を図る為には、固定資産税の減免などの優遇策はもちろんでございますが、誘致企業の社員が暮らしやすいように町内の住環境整備も必要と認識を致しております。本町の企業誘致には、工場用地の関係からも、自ずと限界がありますので、波佐見、東彼杵町で企業誘致が実現しているのも、その従業員に本町に住んでもらうための施策も当然必要であると、このように認識致しております。

住環境の整備は、企業誘致にも人口減少を食い止めるためにも一つの大きなポイントだと考えますので、今後も居住するにあたって、他市町村以上の魅力ある町にするためにも、さらに環境整備、福祉等の充実、そして安全安心のまちづくりを推進していく考えでございます。以上、答弁とさせていただきます。

**3 番 福 田** インターネット接続の数が、光の方に替えられておるということで、そういう進み具合がどうなのか、計画どおりなのかということについてはどうなんでしょうか。

**町 長** ただいまの質問については、担当課長の方から答えさせていただきます。

**企画財政課長** ただいまのご質問についてお答え致します。まず、当初補助事業により、この光高速通信網の整備を図ったわけですが、その折には3千戸の加入の見合いというかたちでの実施をしておるところでございます。その点で申しますと、まだまだ十分ではない状況ではありますが、町内でどこでも光高速通信網が利用できる対応はできたと思っておりますが、この利用については、まだまだ進んでいないという向きもあります。これについては、利用料金、ま

た個人の個別のパソコンに対する利用の仕方等によるところが多分にありまして、この件数の増加に努めてまいりたいと思っておるところです。以上です。

**3 番 福 田** 増加しているというのは分かっているんです。目標値が3,000、ただその推移ですね、一年、二年、三年、何年後あたりに目標値の3,000戸にいくのかというのが出ていたと思いますけど、そこらへんの伸び率として町としては予定どおりにいっているという認識なのかをお聞きしたいんですけど。

**町 長** 担当課長から答えさせていただきます。

**企画財政課長** 件数的にはですね、個別に年度の計画というのは個別には立てておりませんでした、やはり補助制度を活用しての実施となりますと、3年程度での利用件数というところからすれば鈍いということ判断をしておるところです。

**3 番 福 田** 本町に通信網が整備されたということで、企業誘致に生かしているかという質問に対して、県との企業誘致活動の中で、県が発行している冊子かと思うんですけど、その中で本町が整備済だということで表記してあるということでしたけれども、本町が独自に例えて言いますと、本町のホームページ上でそういうふうなことを大きく、全面と言いますか、本町のホームページ上でアピールしていくべきじゃないかと思うんですよね。これは全国、そういう活動で整備は進んでいっているんですけど、やっぱり本町が早めに手を挙げてやったんだということを、先にアピールしていくことが大事じゃないかなと思います。そこらへんはどうでしょうか。

**町 長** お答えします。今あの、議員から質問がありました高速通信網の整備については、すでに完了しているということについて、ホームページでPRすべきではないかということについてでございますが、先程、答弁をした中で、県とのパンフレットの中では、そういったことをPRをしておりますけれども、ホームページではまだ掲載をしていないようでございますので、早急にそういった対応をしていきたいと、このように考えております。以上でございます。

**3 番 福 田** 三番目の質問の中で、徳島県の例を挙げましたけれども、徳島県の例は県を挙げてのそういう補助と言いますか、取組だということで、過疎対策があるんだということでしたけれども、そういう事業がなくてもですね、本

町でできる範囲で、商店街の空き店舗対策とか、そういった面も考えて何かできないうかということですが、これは国とか県の補助がないと取り組めないような案件でしょうか。

**町長** お答え致します。サテライトオフィスの誘致につきましては、国とか県の補助が無くても取り組むことは可能であると、このように思います。

先程も答弁致しましたように、この事業は限界集落対策として徳島県では取り組まれているようでございますけれども、本町に対して、そういった対策が有効な手段であるか、先程も言いましたように調査研究をしてみたいと、このように思います。それ以外にも、先程言いましたように五島市や壱岐市ではコールセンターの誘致が成功しておりますので、そういった方面にも今後、力を入れたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

**3 番 福 田** 生産業だけでなく、そういうふうなコールセンター等のことについても研究をして取り組んでいきたいということですが、もう少し具体的な取り組み方というのは、どういうふうなことを検討されているのか、方針だけでもお聞きしたいと思います。

**町長** 川棚町では、この企業誘致につきましては、企業立地推進本部を立ち上げて、そこで縷々研究を致しております。その中で、先程も質問がございました川棚町の場合は、大規模工場適地はありませんので、当然、企業を誘致をする場合には、小規模の面積での誘致になろうかと思っております。現在では、先程答弁致しましたように、小規模の企業誘致ということにつきましては優遇策を制定しておりませんので、今その企業立地推進本部の中で縷々検討をしているところでございます。そういう中で、今質問がありましたようなコールセンター等々についても今後協議を、研究をしていきたいと、このように考えております。

**3 番 福 田** 小規模なものについても研究を進めるということですので、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

最後の方で、本町としては企業誘致もそうですが、近隣にできている企業等の社員の方々、家族等も含めてですね、そういった方々に住んでいただくという方向性も一つ示されました。そのためには他町よりすぐれた点、本町の住みやすさをアピールしていく、魅力をアピールして、アピールできるようなま

ちづくりに取り組んでいくというふうにおっしゃられました。

ぜひ、そういうふうな町長の方針をですね、情熱を示したような、例えばホームページ上で町長の最初にあります、町長のページですか、そういったところでもアピールしていただければと思いますがどうでしょうか。

**町長** お答え致します。本町のホームページのトップには、町長の挨拶というのがありまして、私が挨拶文を計上致しております。それを読む度に、あまり代わり映えがしないので、随時、更新をしていきたいと、そういう思いは十分でございます。ただいまご提言をいただきましたので、ぜひそういった趣旨の、いわゆる挨拶文も今後計上していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたく存じます。以上でございます。

**3 番 福 田** 終わります。

**議 長** 次に、山口隆議員。

**1 5 番 山 口** 川棚川の堤防を活用したウォーキングコースの整備について、通告文に従いまして質問を致します。

自らの健康管理や老後の体力維持などを目的とし、手軽に取り組める運動としてウォーキングをされている方を多数見かけます。本町では大崎半島の遊歩道以外にウォーキングコースとして整備された箇所はほとんどないのが現状でございます。東部地区の川棚川堤防は、車の通行も少なくウォーキングに適した箇所が数多くありますが、それが十分に整備されていないのが現状であろうと考えられます。しかし、多くの方が、川棚川堤防ならびに石木川堤防沿いの道路をウォーキングされております。隣町の波佐見町には、河川沿いに快適な遊歩道が整備されており、わざわざ川棚町からもでかけられてウォーキングをされておられます。本町でも町民の健康管理や、老後の体力維持のために快適なウォーキングコースの整備が必要と考えられる。以下の二点について尋ねる。

まず一点目です。現在の川棚川堤防は周囲に雑草、竹が生い茂っている箇所が多いわけです。その雑草を刈り、花木などを植栽し、なごみと癒しを与えるようなウォーキングコースの整備をする考えはないか尋ねる。

二点目です。平成22年度から県営事業として、川棚川ふるさと輝くみんなの水辺づくり事業、非常に長ったらしい名前でございますが、これによりまして山道橋下流及び麻生瀬橋から倉本橋の間で、中州の整備、これは親水ゾーン

でございます。そして飛び石の設置ならびに河川敷に遊歩道などの整備工事が  
施工中でございます。この事業の成果をウォーキングコースに取り入れ、整備  
をしていく考えはないか尋ねます。以上でございます。

**町長** それでは山口議員の川棚川の堤防を活用したウォーキングコース  
の整備についての質問にお答え致します。

まず①についてでございますが、川棚川は2級河川でありまして、長崎県が  
管理者となっております。しかし、県道、町道に利用している道路兼用護岸に  
つきましては、道路管理者が通行に支障があると判断された場合は、雑草や竹  
などは必要に応じて伐採することと致しております。そこで、議員ご指摘の雑  
草や竹などは、ほとんどは計画高水位上の余裕高部分に生い茂っておりまして、  
河川管理者に確認を致しましたところ、流水に支障がないものは刈り取りはし  
ていないとの返答で、実質の刈り取りは隣接する地権者や、地域ボランティア  
で行われているのが現状であります。また、花木の植栽については、河川護岸  
の構造、または管理上から判断されますが、基本的には植栽はできないとのこ  
とであります。そしてこの川棚川は、県道、町道として利用している区間や、  
河川堤防敷きがない区間も一部ありますが、河川管理用道路のある区間は転落  
防止柵の設置とコンクリート舗装をしており、現在、自由にウォーキングなど  
に活用されているところでもあります。このような中、ウォーキングコースとし  
て整備するには、何より安全対策が必要であります。現状では川棚川沿いの  
県道、町道には歩道設置場所が幅員的にできないことや、管理用道路がない区  
間等があることなどから、利用者の安全対策が取れませんので、専用のウォー  
キングコースとして整備する考えはありません。

次に②の県営事業の整備の成果をウォーキングコースに取り入れ、整備をし  
ていく考えはないかについてお答え致します。

この事業は、議員もただいまおっしゃったように、学童や住民が河川に親し  
みを持っていただけるよう、2箇所で河道内に水辺づくりの親水公園的な整備  
が行われております。合わせて昇降通路、階段、または施設間の散策路も同時  
に整備がされておりますが、昇降通路、階段は既存の県道、町道と河川管理用  
道路に接続されており、現状の道路から利用できますので、新たにウォーキン  
グコースに取り入れての整備は考えておりませんので、ご理解をいただきたい  
と思います。以上、答弁とさせていただきます。

1 5 番 山 口 隣町の波佐見町と比較するわけではございませんが、波佐見町には梅高野から田ノ頭までですね、いわゆる桜つつみロードというかたちで、桜並木、それからツツジの植栽、こういった植え込み、そしてまた距離表示がしてございます。それで本当にウォーキングをしたいという気持ちにさせられるコースであろうと、そしたら同じ川棚川でございます。波佐見町も川棚、そして周辺の状況も川棚も波佐見も全く変わりません。ほぼ水田地帯でございます。そういうふうな状況の中でですね、川棚町民がなぜ波佐見町では快適なウォーキングコースができて、川棚ではなぜできないかと疑問に思われるわけですが、こういった点についてはどう考えられるか尋ねます。

町 長 お答え致します。今、議員が質問になったことにつきましては、以前も話があっております。波佐見ができて、なぜ川棚ができないのか、本当に不思議な気もするわけでございますけれども、実は堤防の河川断面に要因があるようでございます。波佐見町の桜つつみ公園につきましては、堤防の内側に民地を買収して、いわゆる田んぼを買収して、そこに桜が植栽されております。しかし、川棚町内の川棚川の堤防につきましては、堤防敷きがないところもありますし、また堤防があつたに致しましても、もうすでに背後には農地が張り付いておりますので、それを買収して今後事業を進めるためには多額の経費がいるということで、県にこれまでも要望はしてまいりましたけれども、実現していないのが現状でございます。以上、答弁とさせていただきます。

1 5 番 山 口 確かに、それぞれ波佐見町と川棚町の事業のやり方、これは非常に異なるんだらうと思うんですけども、その波佐見町を例にとつて、そこまで確かに波佐見町みたいに桜を植えたり、ツツジや植え込みがある。そして先程、町長の答弁で専用のウォーキング道路としては整備する考えはないと言われたわけですが、非常に河川管理道路という性格からも、非常に難しい面があるうと思います。そうすればせめてですね、川棚でも周辺、いわゆる河川道路の上の、いわゆる雑草を払うとか、いわゆる道にかかっている、いわゆる竹藪、そういったものを切りですね、どちらかと言えば比較的簡単にできるというのは非常に語弊がありますが、やりやすい、例えば堤防の周辺に菜の花であるとか、コスモスであるとか、そういった種をまいてですね、せめてシーズンによっては菜の花が咲いている。秋にはコスモスが咲いている。そういうふうな菜の花ロードとか、コスモスロードとか、そういうふうな考えでのですね、簡便な整

備、いわゆる専用道路でなくてもですね、ウォーキングができると、いわゆる通行量が少ないから手軽に、いわゆるウォーキングができる、そういったコースの整備というのには考えられないか尋ねます。

**町長** お答え致します。川棚川の堤防を散策致しますと、例えば上組の幼稚園付近から上流に向かって竹が繁殖致しております。そういった地域が各所にございますので、非常に散策される方につきましては見通しが悪い、景観が悪いということで、あまり人気がないところの一つの要因になっているようにございます。これにつきましても冒頭申し上げましたように、県の管理でありますので、県で伐採をしていただくように再三お願いをしておりますけれども、先程言った理由等で県も動いてくれません。できれば今後、地域の皆さん方の協力をいただいて、町の方で伐採をして、そしてよりウォーキングをしやすいような堤防にしていきたいと、そういう考えは持っております。さらに、植栽につきましては、これも2年後には長崎がんばらんば国体が待っておりますので、花いっぱい運動については、町民挙げて対策を講じていかなければと、このように考えておりますので、ただいまご提言がありましたことについては、前向きに取り組んでいきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

**1 5 番 山 口** 二点目とも関連するわけですが、現在、川棚川ふるさと輝くみんなの水辺事業、非常に事業名が長くて言いづらいんですが、これが進行中でございまして、これはまだ継続事業で今年度の11月ぐらいから工事が再開されると、そして工事期間によっては平成25年度までずれこむのかなという県北振興局の話でございますが、これが少なくとも来年度の全般になるのか、来年度中になるのか、これは私も定かではございませんけれども、完成した後はですね、川棚町として何か活用法を考えられているのか。それとも、できましたからどうぞ町民の方が勝手に利用していきなさいと、そういう方策をとられるのか、そういったところをどういうふうに考えているのか尋ねます。

**町長** この事業については、今議員が述べられたとおりでございますけれども、最初に申し上げましたように、このいわゆる公園につきましては、既存の堤防道路に接続をされておりますので、そういう意味では、いわゆる散策路、ウォーキングコースとして利用できるのではないかと、このように期待を致しております。ただ、町の方でそれに特化した具体的な利用方法を考えてい



るかということにつきましては、もし担当課で何か予定をしておれば、担当課長の方で答えさせますのでよろしくお願い致します。

**建設課長** お答えします。ただいま川棚川ふるさと輝くみんなの水辺事業につきましては、当初、学校、あるいは地域の親水ということで学習活動も含めてですが、そういうものに利用をしていただくということで計画をしておりますので、それ以上の特化した考え方は現在持っておりません。以上です。

**1 5 番 山 口** その工事の関連でございますが、おそらくせつかくあれだけ荒れてた川棚川ですね、いわゆる柳の木がそれこそいっぱい生えていまして、まさに河床が山と化していた分が、整備できれいになりつつあります。ただこれが活用されなければですね、せつかく整備されたものが、また元の黙阿弥みたいに荒れ放題になる可能性があるかと。そういったところから考えればですね、いわゆる山道橋から麻生瀬橋、これを周回できるようなですね、先程申し上げたコスモスの花であるとか、菜の花、こういったものをですね、堤防沿いにまくとか、そういったことをしながら整備されれば、いわゆる専用道路でなくても結構だと思いますが、整備していくような、いわゆる県への要望になろうかと思いますが、そういうことも含めてやっていけばですね、より有効活用ができると思われるんですが、町としてはどのように考えておられるか尋ねたいと思います。

**町長** 議員がおっしゃったように、山道橋から麻生瀬橋を周回するようなウォーキングコース、これについては当然考えられますが、実は石木ですね、ダム事務所の部分ですね、あそこが堤防敷きがないんですね。だから周回することは不可能でございます。ただその分を県道の方に迂回してということになりますと実現可能でございますので、今後検討していきたいと、このように思います。以上でございます。

**1 5 番 山 口** またこれ川棚川ふるさと輝くみんなの水辺事業とも関連するわけですが、これはこの工事が完成後はですね、いわゆるその除草と言いますか、草刈り等の、いわゆる簡単な管理については、いわゆる良く言われますアダプトプログラム方式というんですか、そういうふうな一種のそうふうな手法を使って地域の方をお願いするような県の意向でございます。そういうふう聞いております。先程、申し上げました、例えば菜の花を植えたり、それからコスモスを植えたりと、そういったこともですね、そういうふうなアダプトプログ

ラム方式の中に取り入れてやればですね、いわゆる協働のまちづくりと、そういったことが可能になるんじゃないかというふうに考えられます。そういった点についてどのように考えられるかお尋ねしたいと思います。

**町長** ただいまの質問につきましては、私も十分承知をしておりますので、担当課長の方から答えをさせていただきます。

**建設課長** ただいま管理の面についてお話がございましたが、管理については基本的には町の方に管理をお願いしますということになっております。ただし、それがどういうふうなかたちでの管理をしていくかというのは、まだ現在決めておりませんが、今言われましたアダプトですね、そういうもので基本的にはボランティア的なもので管理をしていく状況になろうかと思っております。ただこれについてはまだ現段階で明確になっておりませんので、そういう方向性はあるということで答弁させていただきたいと思っております。

それともう一つ、菜の花、コスモス関係を取り入れた状況での保全でございますが、こういうものについても先程町長から申しましたように、そういうものが可能かどうかというのは、県の方とも十分確認をしながら、今後進めさせていただきたいと思っております。以上です。

**1 5 番 山 口** ウォーキングについてでございますが、これは別の面からですが、特定検診の受診、これに行くんですね、生活習慣病の予防であるとか、それからいわゆるメタボの予防、そういったために必ず運動を進められます。そういった時に、このウォーキングというのが一番手軽で、運動に取り組みやすい、いわゆる運動かなと考えられると。そうすればこういった本当に町民の方がウォーキングにでも取り組んでみようかというコースがあればですね、そういうふうな生活習慣予防とか、メタボの予防、こういったことにも効果があると考えられると。そうすれば非常に飛躍した考えかも知れませんが、町民が健康について意識を持つということではですね、現在、非常に国保であるとか、介護保険、運営が厳しくなっている。そういったいわゆる国保や介護保険の運営の一部ですね、そういったものに一助にもつながると考えられますけども、町としてはどういうふうに考えられるかお尋ねしたい。

**町長** お答え致します。ただいまの議員がおっしゃったような生活習慣病を予防する一つの方策としてはウォーキングが効果的であるということは、私もそのように思います。そこでその手軽に取り組めるのがこのウォーキング

でありますので、当然、その推進は図っていく必要がございますので、先程来申し上げておりますように、専用のウォーキングコースは造れませんけれども現状での環境整備をしていって、そこを利用させていただくということで、今後全町的に取り組んでまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

**1 5 番 山 口** 最後の質問になりますけれども、先程からの町長の答弁でもありますとおり、確かに堤防道路というのは河川管理道路という性格を兼ねております。そしてそれを全面的に専用道路にするというのは、非常に難しいという点もございます。そして管理についても県と、それから町と状況に応じては非常に両方にまたがったり、非常に難しい面もございますけれども、そういった点で町単独で整備していくというのは非常に難しい点もあろうかと思いますが、町民のですね健康管理と、そういったものからですね手軽に取り組める運動としてウォーキング、これをぜひ進めて町民が健康に関心を持つと、そういったことがいろんなところで、いろんなメリットが出てくる可能性もあります。そういった意味でですね、ぜひ今後とも県に対して積極的に川棚川の堤防、そういったことを含めてですね、整備をしていただいて、より専用でなくて結構でございますので、ウォーキングのコースとして利用できるよう、環境整備していく考えがないか、最後にお尋ね致します。

**町 長** お答え致します。ご質問の趣旨は十分理解できますので、そのように取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

**1 5 番 山 口** 以上で終わります。

**議 長** ここで、しばらく休憩致します。

(…休 憩…)

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議 長** 次に、三岳昇議員。

**5 番 三 岳** 私は教育長及び町長に小中学校で太陽光発電を行い、教室にエアコンか扇風機を設置できないかお尋ねします。

近年、地球温暖化が進み、毎年厳しい暑さが続いています。このように環境

が変化している中で、小中学校の児童生徒達は、梅雨や厳しい猛暑に耐え、学業に励んでおります。特に、今からの梅雨時は室温が30度を超え、湿度が90%以上となり、勉強に集中できない環境となります。また、特に最上階は屋上からの熱の影響もありまして、さらに劣悪な環境となるというふうに聞いております。このような状況を解消するためにも、学校の屋上で太陽光発電を行い、その電力を利用して、教室にエアコンか扇風機を設置できないか、これは町内4小中学校の児童生徒に代わりまして質問をしたいと思っております。

**教 育 長** 三岳議員の質問にお答え致します。

議員ご指摘のとおり地球温暖化による影響で、近年の暑さは以前に比べますとかなり厳しくなっているように思います。従いまして、学習に集中できないような環境になることもございます。特に、最上階の環境は、下に比べますとよりひどいように感じております。そこで、太陽光発電を使ってエアコン、あるいは扇風機の設置ができないか、こういうご質問でございますが、このことにつきましては次の三つの視点から考えることが大事であろうと、そのように思っております。

まず一点目は、子どもの精神的成長と環境との関わりという視点です。二点目は、社会情勢という視点です。三点目は、費用対効果という視点であります。

まず一点目の子どもの精神的成長と環境との関わりについて補足を致します。現在の子供達に、特に育てたいと思っている力の一つに、耐性、いわゆる我慢強さがございます。こうした力はエアコン等で作られた快適な環境ではなく、冬の寒さ、あるいは夏の暑さ、そういった自然の体験の中で育っていくものであろうと考えております。

二点目の社会情勢という視点について補足を致します。福島における原子力発電所の事故以来、日本の全ての原発は現在停止をしております。そして全国的に節電の必要性が強調されている。そういった社会情勢でございます。そうした状況下で、エアコン、扇風機等の設置を考える時期ではない、そのように考えております。

三点目の費用対効果の視点について補足を致します。太陽光発電を既に設置している自治体もございますので、そうした先進地の状況等から、太陽光発電の費用対効果について研究をしたい、そのように思います。以上のことから、現時点では小串小学校が、今年度ゴーヤの栽培によります緑のカーテンに取り

組んでおります。そういったエアコン、あるいは扇風機以外に環境を改善する方策、そういったものについては研究してまいりたい、そのように考えているところでございます。以上で答弁とさせていただきます。

**5 番 三 岳** 教育長の答弁は、まさに予想していたとおりの答弁じゃなかったかと私も思っております。

そこでですね、学校については、これは設置者は町、いわゆる町長でございますね。あと管理については教育委員会、もちろんこれは教育長の責任というふうになるわけですね。そうしますとですね、今の答弁でいきますと、やはり冬の寒さとか、夏の暑さを我慢せろよと、確かに石木小学校の校舎の標語、一番最初には忍耐って書いてあるんですよ。まさにそのとおりですよ。そのための忍耐じゃないと私は思っているんですよ。ですから、そういった気候風土が変わっていく、例えば教育長も私と同様、団塊の世代ということで、昔は木造校舎だったわけですね、そうしますと今みたいに熱というのはですね、ある程度吸収していたと私も思っていますし、それと同時にですね、今ほど暑さも厳しくなかったというふうに思っているんですよ。そういった中でですね、教育長は、いわゆる財政面で、もうそういうことを考えていないというのが基本的にあるんですか。その点はいかがでしょうか。

**教 育 長** 先程、お答えを致しましたように財政面というよりも、まず一つ目は子どもの育ち、もう一つは二点目に現在の社会情勢、今できる、今考えるべきこと、これはそういったものではなくてエコ的なもの、例えば緑のカーテンとか申しました。それからもう一つ、ミストを使ったもの、そういったものも工夫できないのかなど、全国的に調べますといろんな工夫をしているところがあるようです。そういったいろんなものを研究してまいりたい、そのように考えているところです。

**5 番 三 岳** 私はですね、子ども達に、いわゆる贅沢じゃないかとかですね、そこまでしてやらんばとかという観点じゃなくてですね、やはり学校の環境整備というのは、教育委員会の大きな使命だと思うんですよ。それと設置者である町長もですね、やはりそういった例えば教育委員会から、せめて扇風機ぐらいは付けたいと、予算要求をしますよね、そういったものについて町長が判断するわけですから、今までにそういった予算の要求をされたことがありますか。

教 育 長 今までということですので、次長に答えさせます。

教 育 次 長 それでは私の方からお答え致します。

今、三岳議員から質問がありましたように、教室に扇風機とかエアコンとかについてはですね、今まで要求はしておりません。ただし特別教室があります。パソコン室とか図書室、それから保健室あたりにはエアコンを設置するように要望して予算も付いて、現在は設置をしております。以上です。

5 番 三 岳 次長が言われたように、必要などころには設置をしてあると、それと合わせて校長室と職員室にも設置してあるわけですね。ということは、これはいわゆる学校という職場を考えてみればですね、教職員がいるところについてはですね、そういう空調設備を設置してあると、ある意味、子ども達の毎日の日々の暑さ、寒さはですよ、少なくとも教育長も校長で10年近くおられたわけですよ。校長室にはエアコンが入っておりますので、その暑さ、寒さというのは以外と鈍感になられていたんじゃないかと思うんですよ。そして先程言いましたように、例えば中学校で言いますと4階ですね、そういったところですよ、実際に温度とか湿度、そういったものを測ったりしたことはございますか。

教 育 長 実際に測ったことはございませんけども、自分が現場にいるときに実際に暑いときも校内順守してまいります。そうすると三岳議員が言われるように、今日はもうちょっと勉強に集中できるような日じゃないかと、そう感じたことはございます。

5 番 三 岳 例えば校長、教頭を除くですね、その先生方というのは、そういった要望というのは、例えば教育委員会、学校長あたりにですよ、なんとかしてくれという話は今までございましたか。

教 育 長 今までに暑くてたまらないからエアコンを付けてくれ、あるいは扇風機を付けてくれ、そういった話は聞いておりません。

5 番 三 岳 これはですね、おそらく先生方というのは、3年とか6年のスパンでですね学校を移られるわけですね。そうしますとたぶん、教育委員会とか、校長に言っても一緒やっけんということで、たぶん口には出さないけども、そういう思いは持ってらっしゃると、そういう受け止め方はされたことはございませんか。

教 育 長 そういう受け止め方はしたことはありませんが、自分自身も今日

は欲しいなど、そういった思いを持ったことはございます。

**5 番 三 岳** 最初の基本的な部分で、教育長と水掛け論をやるつもりはないんですよ。要はですね、耐えなさいと、例えば忍耐ですね、そういった部分では必要ないと、だから先程、答弁があったように、今から検討はされるんですよ。そこをもう一回確認したいんですけども。

**教 育 長** 三岳議員と今、議論をしながら考えていたんですけども、三岳議員、私が全然しないというふうに捉えていらっしゃるでしょうか。そしたら今できる工夫はやりたいというふうに答弁をしておりますので、そこらあたりはちょっとすれ違っているのかなという気は致します。それともう一つですね、例えば石木小学校、現在3階ありませんね。ところが午後、非常に耐えられないという時にはどうやっているかという、パソコン室での授業をしたり、図書室を使って授業をしたりとか、そういったことはやっております。どの程度までした方が、その子どもの育ちとですね、その兼ね合いで考えていかなければいけないだろうと、全ての教室をエアコンを入れて快適にすることが本当に子どもの育ちにとってプラスであるか、そこらあたりは非常に疑問に思っております。したがって、そこをどの程度でやっていった方がいいのかというのが現実的な解決方法になってくるのかなと、ここらあたりはやっぱり研究していかなければいけない、そのように考えているところです。

**5 番 三 岳** かみ合わない部分というのは、おそらくですね、私はエアコンとか扇風機を含めた、そういう環境整備対策をとっているんですよ。しかしそれに代わるものとして、例えばゴーヤを植えたりとかですね、教室を移動したりと、それはあくまでも一時的な避難措置なんですよ。熱中症とかなんとかというのが今ありますよね、そういった部分でもですね、やはりこれは、せめて扇風機を付けてですね、最上階、中学になりますと最上階というのは一クラスだけじゃないわけですね、そうしますと全クラスを移動させるということは、おそらく不可能でしょ。そういった中でですね、例えば最上階だけでもそういった措置を早急にやるという考えはございませんか。

**教 育 長** 結論から申しますと、早急にやるという考えは持ちません。ただ、どのやり方が一番良いのかということは研究をしていく、していかなければならないだろう、そのように考えております。早急にやるということになりますと、どれが一番良いのかということ、この短い期間の中で考えるというのは、

ちょっと無理かなというふうに思います。以上です。

**5 番 三 岳** それから費用対効果をおっしゃいましたよね答弁の中でですね。例えば太陽光発電を使って、そういった電力を賄うというやり方を私はされたらどうでしょうかと、その例えばエアコンだけ、扇風機だけとなりますとですよ、従来の電力消費なんですね。その分を少なくとも賄えるぐらいの太陽光発電装置を屋上に付けるということで、その分はですね、いわゆるこれからの維持費というのは出てくるというふうに思うんですよね。そこも含めた検討をお願いしたいと思うんですよね。その点は考えておられますか。

**教 育 長** 先程から申しましたけども、費用対効果の面から研究したいというふうに申しました。実際に太陽光発電を付けて、どれぐらいの費用がかかり、そしてどのぐらいの電気代が賄えるのか、もしですね付けたとしても川棚町の財政で付けたものがずっと使えなかったら、これ無駄になります。したがってどの程度の投資がいて、そこらあたりは十分に研究をしないといけない、そのように考えているところです。

**5 番 三 岳** これはですね、今まで文科省の助成、補助事業というのがありましたよね。たぶんこれがなくなると、おそらく環境省の補助事業なんですね。ですから例えばそういった補助事業についてですよ、今回、通告をしておりますので、たぶん調べていらっしゃるかと思うんですよね。例えば補助率がいくらあって、その他に起債が必要であって、その充当率がどのぐらいというところまで調査されておりますか。

**教 育 長** そのことにつきましては次長の方から答弁をさせます。

**教 育 次 長** まずあの、補助があるかどうかということで調べてみまして、教育委員会の所管の文科省の方ではですね、以前、スクール・ニューディール政策ですね、これで補助率の3分の1か3分の2ぐらいありましたけど、これが今なくなっておりますね、その他には経済産業省とか環境省での補助金があるというふうに聞いております。ただこれも規模とかですね、ワット数とか、いろいろあるもんですから、地方公共団体と民間とで違うということで、先程出ました補助率とかまでは把握ができておりません。以上でございます。

**5 番 三 岳** 今年の、24年の町長の施政方針を見てもね、豊かな人間性、魅力ある生活文化を育むまちづくりとして、学校教育、社会教育の充実を図ると明記されているわけですね。若干、同じ視点じゃない部分があるかもし



れませんけれどもね、私はある意味、いわゆる社会教育を考えてみますとね、中央公民館とか公会堂、そういったいろんな講座を利用される大人の学習の場というのは、そういった環境整備というのは、もうすでにできているわけですね。しかし、子ども達、いわゆる今1,400人ぐらいいるんですよ、そういった中でですね、子ども達の、ある一定の期間だけかもしれないけれども、子ども達にとっては非常に苦痛な場になるということもあるわけですから、その点についてはですよ従来の予算の配分というんですか、優先順位というのが大人を中心にと、いわゆる民生費の中には子ども達にかかる支出というのがありますけれども、いわゆる小中学校にかかる割合というのが非常に少ないというふうな気がするんですよ。そういった意味でもですね予算配分というのは、今年川棚小学校の運動場改修が終わりますよね、そうしますと、いわゆる耐震とか大規模改修、そして運動場の改修事業というのが、大きな事業というのが、いわゆる学校教育の場ではですよ、そういった大きなお金を伴う事業というのがなくなると思うんですよ。ですからこれから先の学校教育現場と言いますかね、そういったところの整備、こういったものを考えていらっしゃるんですかね。金額的にいくらとは聞きませんが、今まで大きな支出があったんですけども、それがある程度終わったと、そしたら他の部分で学校教育も含めたですよ予算配分というのが当然なされると思うんですよ。ですから子ども達にかかるそういったお金というのを優先的に、これは町長に聞かんばとかもしれんですけども、配分をしていただきたいなど、そういった大きな事業を考えておられますか。

**教 育 長** 今年度、川中の机、椅子を買いますけれども、それから小学校はあと2年間やります。その次に課題として持っているのはトイレです。トイレの改修、特に川小、小串ですね。これは急いで、急ぐというよりもいづれやらないといけない。近い将来にやらなければいけないものだろうと考えているところです。

**5 番 三 岳** もう、これ以上聞きません。町長にお願いというよりも、あるんですが、先程言いましたように町長はですね、学校施設の設置者であるということで、教育委員会に対する配慮というのもですね、いわゆる子ども達に対する配慮というのも十分なされてきていると思いますが、例えば、来年度でもですね、そういった予算要求が上がりますと、これはもう二つ返事で、じゃあ付

けましょうというぐらいの気持ちですね、学校の施設と言いますか、整備についてはですよ町長も取り組んでいただきたいなというふうに思いますが、答弁は別に。していただけますか、お願いします。

**町長** お答え致します。今、縷々教育長と三岳議員とのやりとりを聞いておったわけですが、基本的には教育委員会から、そういった事業をしたいということで予算の要求があった場合には、当然、私の方で予算を編成し、そして議会のご決定をいただくと、このような段取りになるわけでございます。そこでまず考えなければいけないのが、その事業が果たして川棚町の総合計画の理念に則している事業なのか、あるいは総合計画で定めております目標を達成できる事業であるか、そういったものをまず考えなければいけないと思います。そこで町では、基本構想、基本計画を主体に振興実施計画というのが毎年定められておりまして、これについては事務事業評価がなされております。当然、その事務事業評価の中で緊急性を考慮して、一定の評価ができれば当然、私としては予算に計上し、そして議会のご決定をいただくという段取りになろうかと思っております。以上でございます。

**5 番 三 岳** 先程、教育長も答弁されたようにですね、今後調査をされるということだと思っております。子どもはやはり国の宝、地域の宝という言葉もございますし、やはり子ども達のためにですね、さらにですねそういった施設を充実させるということを進めていただきたいというふうに思っております。以上で、私の質問を終わりたいと思っております。

**議長** 次に、村井達己議員。

**1 番 村 井** 私は二点について質問を致します。

5年程前、同様の質問を致しましたが、現在は町長、教育長も代わられ、状況も移りゆく中で改めて質問を致します。

まず一点目、茶市、いかだ競争の復活と、大崎海水浴場の活用についてであります。いかだ競争が廃止されて6年、また茶市も3年ほど前からなくなりました。茶市は本町の歴史から見ても大変古く、明治45年、大正元年から始まったとされており、今年でちょうど100年目となる計算になります。ご承知のとおり、最初は物々交換の場として市が立ち、近年は場所や内容も少しずつ様変わりしたものの、特にですね高齢者の方にはゆったりと過ごせる昔の雰

気も残しながら、町民のふれあいの場として開催されてきました。また、いかだ競争も私の記憶では45、6年ほど前になろうかと思いますが、最初は丸太にまたがった競争、次にたらい競争、そして現在の形に変わりながら開催されてきました。いかだ競争に出場していたチームも年々少なくなりましたが、出場したチームは決して優勝賞金が目当てで出場していたわけではありません。いかだを制作する、出場する、そしてその後の反省会まで、勝ち負けは二の次に、いかだを通しての親睦、団結、コミュニティづくりであり、地区代表チームであれば地区興し、消防団を始め、各団体のチームは団体興しであり、それが総じて町おこしの一環として貢献してきたものであります。また現在は地域のふれあい不足、コミュニティ不足が大きな課題となっておりますが、小さくても、その解消策の一つでもありました。いずれも、川と海を利用した本町の豊かな自然を活かしたイベントではなかったかと思えます。

残念ながら茶市は、今年も開催はされませんでした。いかだ競争も今のところ予定はありませんが、今もインターネット上では数年前の茶市の写真が、また夏祭りの紹介では、いかだの文字もあります。寂しくも懐かしく目にするだけでありますが、インターネット上にあるということは、全面的に廃止になったわけではないものと、私は個人的に判断をしておりますし、町民の中からは、このイベントを惜しみ、復活を希望される声を耳に致します。そこでこのイベントを復活する考えはないかお尋ねします。

次に、大崎海水浴場についてであります。現在、ここは夏の海水浴シーズンだけの活用であります。大村湾に面した海水浴場では、もっとも美しいとされ、景観は環境はもちろんのこと、隣接するくじゃく荘、しおさいの湯、多目的広場など、相乗効果を図れる施設として他町に類を見ない場所であります。また、多目的広場は2年後に開催されるがんばらんば国体のホッケー会場に指定をされており、国体の成功に合わせ、本町の環境事業の発展も大いに期待されているところであります。年間、一ヶ月半だけの活用では大変もったいない。海水浴以外の催し、例えばサンドアート、地引き網体験、海岸でのバーベキューなど、子どもと大人が一緒になって楽しめるような、夏場に限定をせず年間を通じての催しを企画し、大崎半島全体の知名度をアップさせ、集客につなげるべく多様に活用していく考えはないかお尋ねを致します。

次に、二点目は平和学習の充実と継続についてであります。戦後67年が経

過し、二度とくり返してはならない、悲惨で忌まわしい戦争というものが、時代の流れ、風の流れの激しさに、やえもすると現在は忘れがちであります。昭和20年7月31日、本町でも空襲があり、69名の尊い命が犠牲になりました。当時、水雷工場としては日本一とも言われた川棚海軍工廠があり、本町の人口は3万人以上いたとも言われています。その他、新谷郷には震洋など、特攻隊員の訓練所、三越魚雷発射試験場、トンネル工場、半耐爆型工場、海軍工廠本部が疎開した防空壕跡など、貴重な軍事施設が未だに点在し、決して忘れてはならない、物言わぬ戦争歴史の証人として数多く残っております。また史談会の皆様をはじめ、このような歴史を語り継ぐ方も高齢化する中、このままでは本町における戦争の歴史が継承できないのではないかと危惧されます。国際情勢に目を向けると、ある国では未だに内乱や局地戦争が続いております。最近、近隣国においても、何やらきな臭いニュースを度々耳にします。そういう状況も踏まえながら本町に現存する戦争遺構を教材として活用し、今また平和の尊さと戦争の愚かさを学ぶ平和学習に生かしていくべきであると考え、次の二点について質問を致します。

一点目、本町に点在する戦争遺構の保存は必要と思いますが、それぞれ所有者がおられ、保存、修復には多額の経費がかかるなど、諸事情のため無理があります。今後、その遺構が朽ちたり、壊されたとしても、せめて形と場所が残るよう、町全体の戦争遺構を集約したジオラマを作成し、模型として残し、平和学習に生かせないかお尋ねを致します。

二点目、平和学習授業の中に、史談会の皆様のように、こういった歴史や体験を語り継ぐ方を講師として招いての学習、そういう方を同伴して戦争遺構を訪れ、見て、聞いて、触れる、体験型の平和学習を積極的に取り入れる考えはないかお尋ねをし、壇上の質問を終わります。

**町長** 村井議員の質問にお答え致します。

ただ今、村井議員からは2項目質問いただきましたが、前段につきましては私の方から、後段の平和学習の充実と継承について、これにつきましては教育長から答弁をさせていただきます。

まず、茶市、いかだ競争について復活する考えはないかというご質問にお答え致します。議員も今おっしゃいましたように、茶市につきましては、従来、自然発生的に市が立っていたものを、場所や主催者等の変遷がありました。

最後には観光協会が仲介して、平島漁港に場所を移して開いていたもので、最終的には本来の茶市というスタイルからは離れ、一種の的屋イベント、露天市として開かれていたものであります。観光協会では、主管のイベントを精査する中で観光協会での開催を中止したもので、この後のイベントの受け手がなかったことから開催されずにいるものと、このように思います。

また、いかだ競争は川棚夏祭りの一つのイベントとして実施をしていたもので、参加者の固定化と一般の参加者の減少から、夏祭り実行委員会で中止が決定されたものであります。また、現在、それに変わる海を生かしたイベントと致しましては、平成20年から海上綱引き大会が開催されており、今年も観光協会の主催として実施が予定されているようであります。このように、茶市もいかだ競争も、それぞれ中止になった背景があり、それぞれの主管する実行委員会とで中止が決定されており、今回、町に対して復活の要望が上がってきていることも事実でございますが、町としては現時点では、このイベントを主管して実施することは考えておりません。しかしながら、これらのイベントを交流人口の拡大など、観光イベントとして位置づけるのか、それとも地域イベントとして位置づけるのか検討を行う必要があり、観光イベントとして町が掲げる交流人口拡大に大きく寄与するイベントであり、町外からの集客を見込めるイベントならば町としても今後、観光協会と十分、協議、検討していきたいと考えております。

二番目の海水浴場のシーズン以外の活用についてでございますが、現在、海水浴場は指定管理者の観光協会に管理運営を一任しており、直接的な運営については、観光協会が独自に判断して使用しているものであります。昨年は、一昨年の入場者を約2千人下回るなど、夏場は海水浴シーズン自体の利用も減少の一途をたどっていると、このように聞いております。そういうことからご質問のように絶好な景観、環境、施設を活かした通年の使用を検討する必要があるということで認識を致しておりますが、具体的には指定管理者の観光協会と協議して、どういった活用ができるか、今後検討していきたいと、このように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

**教 育 長** 村井議員の平和学習の充実と継承についてお答えを致します。

議員ご指摘のとおり、川棚にはたくさんの戦争遺跡がございます。そうした本町の歴史を語り継ぐ、あるいは本町の歴史を何らかのかたちで後世に残し伝

える、このことは非常に大事なことであろうと思っております。そうしたことを踏まえて、一点目の質問にお答えします。

ジオラマを作成して平和学習に生かすということは、非常に素晴らしいことだと思います。特に、史談会の協力を得て現在展示しております戦争遺構等の写真等は有効に活用できるのではないかと、そのように考えているところです。ただ、現在の史料館、これは耐震化ができておりませんので、史料館を将来的にどう整備していくか、これは教育委員会の大きな課題でございます。将来の史料館の整備を検討していく中で、ジオラマの作成をぜひ考えていきたい、そのように思っているところです。

次に二点目の戦争体験を語り継ぐ方を講師として招くこと、及び戦争遺構を活用した体験型の平和学習を取り入れることについてお答えを致します。

戦争体験を語り継がれる方々の高齢化、これは年々進んでおります。従いまして、いつまで語り継いでいただけるか分かりませんが、語り継いでいただける方がいらっしゃる間は、ぜひ積極的に各学校で活用をしたい、そのように考えております。また、現在は全ての学校で史談会の方、あるいは被爆体験者の方をお願いをして体験談を語っていただいているところでございます。またあの、戦争遺構を活用した平和学習は、各学校が校区の戦争遺構を見学したり、あるいは校区外のものについては遠足の際に見学したり、そういった活用をしているところでございます。これからも地域を知るということは非常に大切なことでございますので、各学校でできるだけ川棚町の戦争遺構について学習をすると、そういった機会については積極的に取り入れていくように指導をしていきたい、そのように考えております。以上です。

**1 番 村 井** 私が質問をした内容は、ほとんど検討していただけたというようなことでありましたけれども、一つ、先程町長の方から言われたんですけど、私はこのいかだ、それから茶市は観光イベントとして捉えるのではないと、町おこしの点から検討をと言われましたけれども、私はまったくそのつもりでおりまして、やはり町おこしということを考えた場合にですね、そう難しくないんじゃないかという気がしております。観光協会の方にはですね、いろんな課題を抱えながらも、こういう実行委員会を立ち上げて努力して開催をしていただいているわけですけども、行政としてですね、私はこのイベントに関しては、イベント委員会を始め、そういった方は一生懸命やっておられますけれど

も、どうも運営当日のスタッフの不足というのも、一つの課題なのかなと、そういう声も耳に致しております、観光協会とは別にですね、行政側として、このやはりマンパワーというのが絶対必要だと思うんですね。従いまして、このいろんなイベントを開催するときに、スタッフとして協力していただけるような方を増やすような周知なり、対策を独自に考えられないかお尋ね致します。

**町長** お答え致します。先程、答弁を致しました内容については、観光イベントとして捉えるか、あるいは町おこしの視点として捉えるか、これについて若干取り組み方が違うんだということを申し上げました。今、議員からは観光イベントではなくして、町おこしの視点で捉えるべきだと、こういったご提言をいただいたところでございます。そこで、今質問がありまして町おこしの視点で捉えるとした場合には、当然、町が中心となって取り組む必要がございます、そのためにはやはり通例によりますと、実行委員会を立ち上げて、そして取り組む必要があります。そのためには多くの実行委員会にスタッフとして入っていただく必要がありますけれども、これまでは各種団体の代表者あたりに会議に参画をしてもらって、その団体の中からスタッフとして参加をしていただいているという、こういった状況でこれまで進められて来ております。今そのスタッフを増やす方策について何か考えられないか、あるいは考えていることがないかというような質問でございましたけれども、特に現時点において思い当たるものがございませんので、今後、研究をしていきたいと思っております。もし、議員の方で何か良い方策がございましたら、ご提言をいただければ大変ありがたいと思っております。以上でございます。

**1 番村井** 私も今すぐという頭はございませんけれども、例えばいかだに関してはですね、いかだ競争というのはスピード競争でしたけれども、内容としては、私は一つ不満な点がありまして、というのも私はずっといかだ競争に出ておりましたので、スピード競争というのに競争するいかだはバラバラであって、タイムを速くするために作り替えたりですね、かと思えば金がないから、それだけじゃないんでしょうけど、何年も前のを使ってレースに臨むと、そういったことから不公平感があってチームも少なくなったのも一つの原因かなというような気も致しております、以前は仮装部門というのがありましたけれども、今後、もしこういう検討をされる時にですね、私はいかだ競争でなくて、いかだ祭りといった位置づけで、祭りの要素でやったらどうかと、その勝

敗を競うんじゃないなくて、いかだの形状に賞をつけると、形とかパフォーマンスにつけると、それも賞品ではなく参加賞として、その参加賞を例えばJAだったりに協賛をお願いして、JAから野菜を賞品としてもらおうと、漁協からはサザエか何かをもらおうと、各種団体がたくさんございますので、その方をお願いをして、協賛をしてもらい、ぜひいかだも作って出場してもらおうと、当然、議会もそこに入るわけですがけれども、そういった全町横断的に参加を呼びかけていかだ祭りに足を運んでもらうようなことを検討していけば何とか復活することも、そう難しい問題じゃないというような気が致しますが、今、思いつきみたいにして言いましたけども、いかがでしょうか。

**町長** なかなか素晴らしい思いつきではなかったかと思います。ただ今、おっしゃったようなことは、こういった一般質問で私と村井議員と議論し合ってもなかなかどうでしょうか、あまり事務的になりすぎましてすぐ合わない面もありますが、実は、こういったイベントを開催する場合には、各町におきましてはまちづくり委員会というなるものが結成をされまして、そしてそのまちづくり委員会、当然これは仮称でございますけれども、そういった委員会の中で町の活性化を図るためには、こういったイベント、施策が必要か、十分議論して、その中で地域住民の皆さん方が、こういった関わり合いをしていけばその効果が上がるのか、そういったいろんな議論をする場が必要ではないかと思えます。こういった委員会、今もそれに類するものはあるわけでございますが、それを補強するかたちで何かそういった機関が結成できればというふうに思っているところでございます。以上でございます。

**1 番 村 井** それでは海水浴場の件なんですけれども、ここもですね、言うように観光協会の方がいろいろ考えてされたらと、私が5年前に質問をしたときもそれに対応してくださったらしい。そこでサンドアートも調べていただきまして、ここは潮の満ち引きがあつて、6時間程度しかできないだろうということでありました。地引き網は地元の漁業組合の許可等も必要であつて、いろんな課題もあるということで、なかなかあそこを海水浴以外で使うのは難しいのではないかというようなことでありまして、検討はされているようであります。そこでですね、大がかりではなくてもですね、その何か子どもと一緒にやって砂遊び的なものとかですね、漁業者の皆様とも一緒にやっていけるようなものとか、頭の固い私には今は思いつきませんが、そういったあそこ



を活用するアイデア等も町民の皆様に募集をしてもらってですね、アイデアを汲み取って方法を考えられないかと思うんですが、そういった取り組みができないものかお尋ねを致します。

**町長** お答え致します。今、議員がおっしゃったように海水浴場も当然ですが、大崎半島というのは、非常に自然環境に恵まれた、そしてまた景観も素晴らしいところがございます。ぜひ、町の観光の活性化のためには、この自然を有効活用するということが必要でございますので、そういう視点に立って今後も研究をしてみたいと思います。この海水浴場の管理、運営につきましては、観光協会に指定管理を致しておりますので、今後、今ご提言が有りました町民の皆様方にアンケート調査をすとか、そういったことにつきましても観光協会と十分協議をしながら、必要であれば取り組むことにしたいと、このように考えております。以上でございます。

**1 番村井** 次に、ジオラマについてでありますけれども、先程、教育長の答弁の中に、史料館の整備等もこれから行くと、その時に合わせて考えていくというような答弁がございましたけれども、私も今すぐにとは、これは難しいいろんな状況かと思えます。現在、6、7年後にですね、役場庁舎建設の計画があります。新しい庁舎が完成した折にですね、もしそれまでに間に合うようであれば、そこの玄関に常設をすると、ジオラマは移動することも可能でありますので、イベント時や何か機会があればですね、くじゃく荘に置いたり、公会堂に置いたりしてですね、多くの方に見て頂き、町内、町外を問わず本町をより知っていただき、平和学習の充実と継承はもとより、いろんな面で貢献できるものになると思えますので、今後、ジオラマの作成に関してですね、何か中長期的にですね計画的な取り組みができないかお尋ねを致します。

**教育長** 村井議員から、このジオラマの提案をいただきましたときに、川棚町にいろんな戦争遺構がございますが、町内を一望できると言いますか、そういった面で非常に良いなと思えました。したがって、今後、こういったかたちでこれを作っていくのが一番良いのか、十分に研究させていただきたいと思えます。

**1 番村井** それではですね、平和学習という点で、平和学習というのは何も学生に限ったことではありませんけれども、昨年、史談会が協力のもとに我が町の戦争遺跡というDVDが制作をされました。私はこのDVDを消防団の家

族旅行のバスの中で見て頂きました。そしたらですね、小さい子どもはもちろん、40代、50代の大人もですね、本町にこれだけの戦争遺構と歴史があることに驚いておられて、町民の皆様も若い世代を始め多くの方が、こういった歴史的なもの、また遺構がこういうところにあるというのを知らないのではないかと、まず知って頂くことが継承につながるものと私は思っております。あまり知られていない現状や、知って頂くために何かできないか、教育長の考えをお尋ねします。

**教 育 長** 私の方でこれが良いと、そういった平和教育、いわゆる川棚町の遺構、そういったものを知って頂く、そういったものについて具体的な案があるかと言われますと、そういった具体的な案は申し訳ありませんがありません。ただ、今各学校でやっております遺構を使った学習、あるいは川棚町の方の体験談、そういったものを地道にやっていくことも必要かなと、先程おっしゃいましたようにDVDの活用、そういったことも工夫していく必要もあるだろうと。現在やっておりますのは、ふれあい教室の中で史談会の方に川棚町のことについて語っていただくというのはやっております。そういったものは継続していきたい、そのように思っているところです。

**1 番 村 井** ぜひですね、このDVDを活用したものも含めていただきたいと思うんですね。先程触れましたけれども、こういった歴史を語り継ぐ方も高齢化をされて、だんだん少なくなっていくわけですがけれども、数年前でしたか、どこの小学校からかそういう要望があって、実際、そのお話をされに行かれたそうです。その時にですね、ある女性の方はですね、わざわざ当時の防空ずきんとかもんぺをこさえて、そういう格好をして話に行かれたそうです。大変、子ども達もですね、真剣に聞いていただいたと。私、お尋ねをしたところ、そういう要望があれば大変なんだけれども、ぜひ協力をしてやっていきたいというようなことを言われましたので、本当に心強く思ったんですが、ぜひですね、そういった方にも大いに参加をしてやっていただきたいと思うんですね。そこですね、これまで国有地でありました三越魚雷試験発射場の跡地がですね、南側3分の1を町が取得して、残りを無償で借り受けると、これから整備計画をされ、次に史談会や関係者と協議をして運営計画が策定されるということの説明がありましたけれども、その運営計画の中にですね、年次計画として、現地での平和学習といったことを織り込む考えはありませんでしょうか。という

のはですね、先程、遠足等で現地に行っているというお話がありましたけれども、以前ですね、この貴重な平和学習の教材として活用したいが、学校としてはなかなか時間が取れないという答弁をいただきました。したがって、これからそういう三越の魚雷発射場の運営計画がされるわけですので、あそこの魚雷発射場だけではなく、町内のそういうところをですね、平和教育の教材として活用するために、最初から年次計画の中に入れておれば実現できるのではないかと思いますので、そういった考えはないかお尋ねを致します。

**教 育 長** 村井議員がおっしゃっている学校教育の中でということで限定して考えますと、これは学校の教育課程との関わりがございますので、そこらあたりが学校でどの程度取り上げられるかということについては、学校との協議が必要であろうと、そのように考えます。

**1 番 村 井** ぜひ学校と協議をしていただいでですね、活用できる方向で考えていただければと思います。

もう一点、予定をしておりましたけども、先程の答弁で、ほぼ良いようでございますので、これで終わります。

**議 長** 通告者の質問が終了しましたので、これで一般質問を終わります。

以上を持ちまして、本日の日程は全部終了致しました。

本日は、これで散会と致します。お疲れ様でした。